男女共同参画社会の実現をめざして

こうち男女共同参画プラン

高知県男女共同参画計画



平成23年3月

高知県

はじめに



高知県は、男女共同参画社会の実現を目指しています。

その社会は、男女が互いにその人権を尊重し、互いに支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

そのため、平成13年に「こうち男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成15年には「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定して、社会の幅広い分野にわたる様々な取組を進めてまいりました。

こうした中、現行プランの計画期間が平成22年度で終期を迎えることから、これまでの取組の成果と課題や、社会情勢の変化などを踏まえたうえで、こうち男女共同参画会議の委員の皆様をはじめ、広く県民の皆様や関係団体からご意見などをいただきながら、プランを改定いたしました。

改定したプランでは、男女共同参画を進めるうえで基本となる意識改革と社会制度・慣行の見直し にさらに積極的に取り組むとともに、高齢化の進展や、地域力の低下、南海地震への対応といった本県 の課題に対しても、男女共同参画の視点から取り組んでいくことにしています。

県では、今後このプランを基に、市町村や事業者、関係機関・団体、そして県民の皆様との連携・協働を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。皆様のより一層ので理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、プランの改定にあたりご協力をいただきました皆様方に、心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

高知県知事 尾﨑 正直

目 次

第1 基本的な考え方

ı	これまでの男女共同参画の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	社会情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3	男女共同参画社会形成の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・2
4	プランの性格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5	プランの計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
6	進行管理と目標値等・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 -	
第2	プランの推進
1	基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	(1) 男女の人権の尊重
	(2) 社会の諸制度や慣行についての配慮
	(3) 意思の形成及び決定過程への共同参画 (4) 家庭での相互協力と職業生活その他の活動との両立
	(5) 男女の生涯にわたる健康への配慮
	(6) 国際社会の取組との協調
2	推進の方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
	(1) テーマ1 意識を変える (2) テーマ2 場をひろげる
	(3) テーマ3 環境を整える
3	取組の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・フ
4	具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
	テーマ1 「意識を変える」
	(1) 男女間の意識を変える ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
	①意識改革と社会制度慣行の見直し・・・・・・・・・・・・・・・8 ②メディアにおける男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・12
	③国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進・・・・・13
	(2) さまざまな場での意識を変える・・・・・・・・・・・・・・・15
	①家庭での男女共同参画の浸透・・・・・・・・・・・・・・・・15
	②学びの場での男女共同参画教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・ 18 ③職場での意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・20
	④地域での意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・21
	テーマ2 「場をひろげる」
	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大・・・・・・・・・・23
	①行政への女性の参画の促進・・・・・・・・・・・・・・・・23

		2)団体・	組織	への 3	女性(の参	画の	促進	፤ •	• • •	• •	• •	•	• •	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	26
	(2)	働く場 ①職場に ②能力開 ③農林z	こおけ 乳発と	る男 :就業	女の の支)均等 援	手な Ā ・・・	雇用	機会 •••	と待	持遇	のほ	を ほうしゅう かいまい こうしゅ かいしゅう かいしゅう かいしゅ かいしゅ かいしゅ かいしゅ かいしゅ かいしゅ しゅう かいしゅ しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう し	₹•	• •		•	• •	•	• •	•	• •	• ;	2e 31
	(3)	地域·防 ①地域沿 ②防災分	災分! 5動に	野にる :おけ	おけ る男	る男	女共	同参画	参画の推	D推 進・	進·	• • •	•	• •			•						• ;	34 34
	テー	₹3 「環																						
	(1)	仕事と生 ①雇用の ②家庭な ③女性も	D場に ⁹ 地域	おけ にお	·る子 ける	育て 子育	了・介 すて・	護	環境(護環均	D整 竟の	備 · 整備	・・ h・・	•	• •	• •		•	• •	•	• •	•	• •	• ;	37 38
	(2)	高齢者 ①高齢者 ②貧困な	手等か	安心	して	暮5	らせる	る環	境の	整備	・		•	• •			•		•		•		٠,	43
	(3)	生涯を ①自己 ②生涯を	決定の)尊重	· •								•				•		•		•			48
	(4)	女性に対 ①女性に	対する こ対す	あらるあ	かる らは	る暴力) る暴	つの ^を を力で	根絶 ひ根	·· 絶·			• •	•	• •	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	• !	51 51
第3	重	点課題	1	• • •	• • •	• •	• • •	• •	• •	• • •	• •	• •	•	• •		• •	•		•		•		• !	54
	重	点課題1							• •										•				•	55
	重	点課題1											•				•						• !	56
	重	点課題3											•				•		•		•		•	58
	重	点課題4	• • •	• • •	• • •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• •	• •	•	• •	• •	• •	•	• •	•		•		• (3C
第4	推	進体制	J	• • •	• • •	• •	• • •	••	• • •	• • •	• •	• •	•	• •	• •		•	• •	•	• •	•	• •	• (31
第5	資	料																						
1	目標	値一覧・																					• (33
2	男女	共同参画	に関す	するタ	歩み・				• •				•				•		•		•		• (35
3	古加	県男女共	同分词	파가~	<u>م</u> ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	/ h:	冬仞																	7C
3	同和	示力又六		型1⊥2	エン、	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	'																
4		^{宗力女共} 県男女共																						

第1 基本的な考え方

● これまでの男女共同参画の取組

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題に位置づけられています。

国においては、昭和60年(1985年)に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、平成11年には「男女共同参画社会基本法」を制定し、取組を進めてきました。

高知県においても、こうした国の動きにあわせ、平成2年に「こうち女性プラン」を、平成13年度には「こうち男女共同参画プラン」(以下「プラン」という。)を策定し、さらに、平成15年の「高知県男女共同参画社会づくり条例 |の制定を契機に、平成16年度にプランを改定しました。

あわせて、取組を総合的に推進するための庁内組織である高知県男女共同参画推進本部を 設けるとともに、男女共同参画に関する意見を聴くための有識者からなる「こうち男女共同参画 会議 |を設置するなど、男女共同参画の推進体制を整えました。

また、男女共同参画の推進の活動拠点となる施設として、こうち男女共同参画センター「ソーレ」を設置し、啓発や人材育成を進めるとともに、平成20年度には、女性相談支援センターを新築移転して機能を強化し、女性の自立支援に取り組んできました。

さらに、男女共同参画を地域に根ざした取組へと拡充するため、NPOと県との協働事業で、市町村における男女共同参画の取組を支援するほか、DV被害者に対しては、民間団体との協働による相談カードの作成と配布、民間シェルターへの支援など進めてまいりました。

こうした中、現在のプランが平成22年度をもって計画の終期を迎えることから、国の第3次男女共同参画基本計画や、社会情勢の変化、本県の現状などを踏まえ、プランを改定します。

経緯

- ・昭和60年 国が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准
- ・平成 2年 「こうち女性プラン」を策定
- ・平成10年 関こうち男女共同参画社会づくり財団を設立
- ・平成11年 こうち女性総合センター(現こうち男女共同参画センター)を開館 国が「男女共同参画社会基本法」を制定
- ・平成13年 「こうち男女共同参画プラン(前半期実施計画)」を策定
- ・平成15年 「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定 こうち男女共同参画会議を設置
- ・平成16年 「こうち男女共同参画プラン(後半期実施計画)」の見直し 国が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 | を制定

- ・平成19年 「高知県DV被害者支援計画」を策定
- ・平成20年 高知県女性相談支援センターを新築移転
- ・平成21年 県民意識調査(*)を実施

② 社会情勢の変化

(1) 我が国では、世界的に見ても極めて低い出生率と急激な高齢化により、総人口や労働力 人口が減少しています。

また、未婚・離婚の増加による単身世帯やひとり親世帯の増加、個人の職場・家庭・地域等への帰属意識の多様化等に伴い、地域社会における人間関係の希薄化などがみられます。 特に、全国に先駆けて少子高齢化や過疎化が進行している本県では、支えあいの力が弱まっているとの指摘があります。

- (2) 長引く経済の低迷や雇用情勢の悪化により、失業者や非正規労働者など、さまざまな 困難に直面する人々が増加しています。
- (3) 仕事だけでなく、さまざまな余暇活動や地域活動、生涯学習などの生活も重視する志向が高まるなど、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。
- (4) 近年の国際化の進展に伴い、県内で暮らす外国人が増加しており、そうした方々への配 慮が必要となっています。

3 男女共同参画社会形成の必要性

●で述べたように、国や県では、男女共同参画社会の実現のため、さまざまな取組を行ってきました。

こうした中で、男女共同参画に対する県民理解は深まりつつありますが、県民意識調査(*)では、意識の中や、社会制度・慣行において、固定的な性別役割意識が未だに根強く残っていることが示されています。また、政策・方針決定過程への女性の参画が遅れていたり、雇用の場において雇用形態や賃金など不利益な扱いが依然として見受けられるなど、女性の能力が十分に発揮される環境が整っているとは言えない状況にあります。一方、女性への暴力の問題も潜在化し、社会問題となっています。

こうした現状は、女性への人権侵害だけでなく、個人の多様な生き方の可能性を狭め、自立 を妨げることにもつながることから、人権の尊重を前提とした男女の対等な関係を目指し、性 別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の解消に努めていくことが必要です。

また、今日の経済の低迷等による閉塞感を打ち破るためには、女性をはじめとする多様な人材の活躍による経済の活性化が期待されますし、さらに、少子高齢化が全国に先行する本県において、これまで地域を担ってきた支えあいの力が弱まっている中、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。社会や地域を活性化させ、元気あふれる高知県とするためにも、より一層積極的に男女共同参画を進めることが求められています。

※ 平成21年11月~12月に県が行った「男女共同参画社会に関する県民意識調査」 県内全域から満20歳以上の男女2,000人を抽出。有効回答数1,142人

4 プランの性格

- (1) このプランは、「男女共同参画社会基本法」及び「高知県男女共同参画社会づくり条例」 に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本 的な計画です。
- (2) 県民の皆さんからの意見や、こうち男女共同参画会議の意見などをもとに、男女共同参画社会の実現に向けた課題の整理とその取組の方向及び内容を示したものです。
- (3) 県の責務を明らかにし、県の取組が主になっていますが、市町村、県民の皆さん、事業者等の役割分担を踏まえながら、取組への参加・協力も呼びかけています。
- (4) このプランでは事業の進捗や効果を明確にするため、目標値やモニタリング指標を設定しています。

5 プランの計画期間

このプランに基づく計画期間は、平成23年度(2011年)から平成27年度(2015年)までの5か年です。

6 進行管理と目標値等

- (1) このプランに基づく事業の実施状況は、毎年調査し公表します。
- (2) 目標値等は、毎年の進行管理の中で最新の数値を把握、公表し、男女共同参画を行政、 県民の皆さん、団体、事業者などが協力して推進するためのよりどころとします。

目標値は、県行政の努力目標としての数値で、県の取組として政策を誘導し推進するものです。

取組状況を明らかにするため、前プランを改定した平成16年度、現状値としての平成21 年度、目標となる平成27年度、それぞれの数値を掲げています。

- (3) モニタリング指標は、男女共同参画の推進状況を表す指標で、経年変化を見るため、前プランを改定した平成16年度と現状値としての平成21年度の数値を掲げています。
- (4) プランの取組を着実に進めていくために、PDCAサイクルを適用することとし、高知県男女共同参画推進本部やこうち男女共同参画会議に報告し、意見を求めるなどして、検証と見直しをしていくこととします。



● 基本理念

このプランでは、男女が互いにその人権を尊重し、互いに支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会(「高知県男女共同参画社会づくり条例」前文より)を築くため、条例が掲げる6つの理念を「基本理念」とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取り扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されること その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会の諸制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。

(3) 意思の形成及び決定過程への共同参画

女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭での相互協力と職業生活その他の活動との両立

女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家庭の介護その他の家庭 生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他 の分野における活動を行うことができるようにすること。

(5) 男女の生涯にわたる健康への配慮

女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 国際社会の取組との協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

2 推進の方向

●の基本理念に基づき、次の3つのテーマと、それぞれの課題に沿った取組を推進します。

(1) テーマ1 意識を変える

私達は一人ひとり考え方が違います。男女の平等感や役割、能力などについても、その人が受けてきた教育や過ごしてきた環境などによって、その考え方や受け止め方がそれぞれに異なります。

このプランは、そうした各人の考え方に一律の価値観をあてはめるものではありません。ただ、固定的な観念や意識が他人の生き方を制限したり、差別に結びついたりすることのないように、それぞれが独立した人として尊重され、自分の意思と責任で自由に生き方を選択できる、多様な価値観を認めあえる社会を目指します。

【課題】

- 男女間の意識を変える
- さまざまな場での意識を変える

(2) テーマ2 場をひろげる

男女が共同して社会に参画していくことは、新しい価値の創造に結びつき、これまでの社会の仕組みでは行き詰まっていた、さまざまな問題に新たな解決の道を開くことが期待されます。同時にそうした社会では、男女が多様な能力を十分に発揮し、ともに自分らしさを大切にした質の高い生き方や生活を実現することができます。

このため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、家庭、職場、地域活動など社会のすべての場に男女が共同して参画できるよう積極的な取組を進めていきます。

【課題】

- 政策·方針決定過程への女性の参画の拡大
- 働く場をひろげる
- 地域・防災分野における男女共同参画の推進

(3) テーマ3 環境を整える

少子高齢化をはじめとして、私たちの社会では今大きな変化が進んでいます。

こうした中、最近広がっている仕事と生活の調和を図ろうという生き方への対応や、高齢者をはじめ、障害があること等から複合的に困難な状況におかれている人々が、安心して暮らせる環境づくりは大きな課題となっています。

また、男女がともにお互いの身体的性差について理解しあい、お互いを尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって健康に生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての基礎となるものです。

さらに、いまなお配偶者間の暴力行為やセクシャル・ハラスメントなどが見られ、男女が 対等に生活していくうえで大きな障害となっています。 このプランでは、さまざまな場面から男女が共同して参画できる条件や環境を整えることで、男女共同参画社会の早期の実現を目指します。

【課題】

- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
- 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
- 生涯を通じたからだとこころの健康支援
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶



3 取組の体系

テーマ1 意識を変える

- (1) 男女間の意識を変える
 - ① 意識改革と社会制度・慣行の見直し
 - ② メディアにおける男女共同参画の推進
 - ③ 国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進
- (2) さまざまな場での意識を変える
 - ① 家庭での男女共同参画の浸透
 - ② 学びの場での男女共同参画教育の推進
 - ③ 職場での意識啓発
 - ④ 地域での意識啓発

テーマ2 場をひろげる

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ① 行政への女性の参画の促進
 - ② 団体・組織への女性の参画の促進
- (2) 働く場をひろげる
 - ① 職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保
 - ② 能力開発と就業の支援
 - ③ 農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進
- (3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進
 - ① 地域活動における男女共同参画の推進
 - ② 防災分野での男女共同参画の拡大

テーマ3 環境を整える

- (1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
 - ① 雇用の場における子育て・介護環境の整備
 - ② 家庭や地域における子育で・介護環境の整備
 - ③ 女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり
- -(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
 - ① 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
 - ② 貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援
- ・(3) 生涯を通じたからだとこころの健康支援
 - ① 自己決定の尊重
 - ② 牛涯を通じた健康支援
- -(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶

4 具体的な取組内容

テーマ1 意識を変える

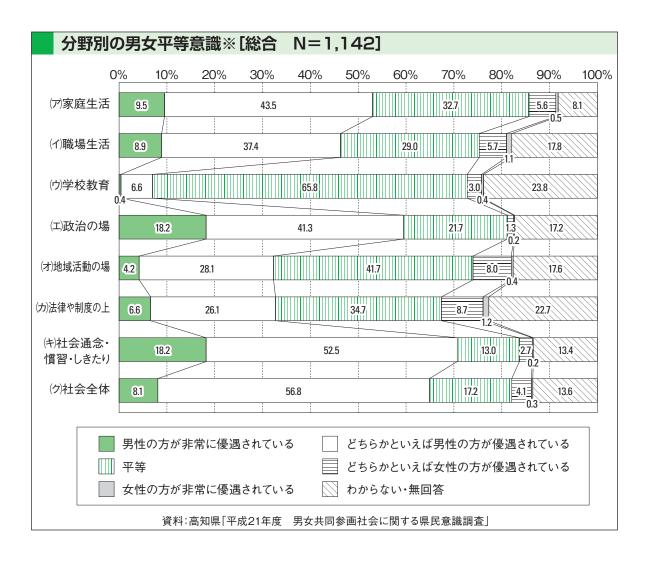
(1) 男女間の意識を変える

① 意識改革と社会制度・慣行の見直し

ア 現状と課題

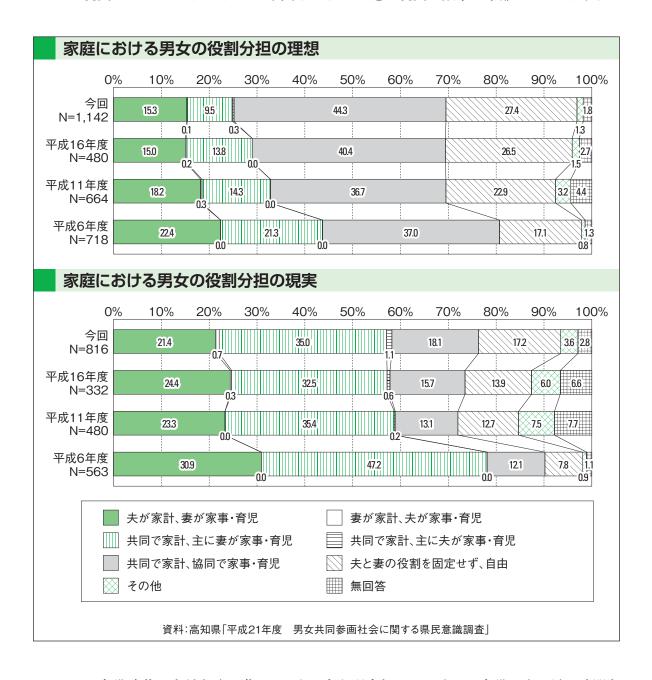
男女の平等は、社会的にその一方が優遇されたり、あるいは一方に我慢を強いたりしているところには存在しません。

県民意識調査(※P.2)では、分野別の男女平等意識に関して、「社会通念・慣習・しきたり」で70.7%の人が、「社会全体」で64.9%の人が、「男性の方が優遇されている」と答えています。



また、家庭における男女の役割分担に関しては、「夫が家計、妻が家事・育児」と「共同で家計、主に妻が家事・育児」とを合わせた「妻が家事・育児」を担当する割合は、この10年間で、理想では減っていますが、現実ではあまり減少せず50%を超えています。

さらに、「共同で家計、共同で家事・育児」については、理想と現実でともに割合が増加しているものの、現時点で、理想では44.3%と役割分担の中で一番割合が高く、一方で、現実では18.1%とまだそれほど高くないなど、理想と現実の数字に乖離がみられます。



意識改革がまだ十分に進んでいない主な理由としては、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識が、未だに根強く残っており、その解消が容易ではないことや、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広がらなかったことなどがあげられます。

女性と男性には違いがありますが、その違いを根拠に生き方を制限されたり、役割を

強制されたりしてはいないでしょうか。

今後とも、男女共同参画に係る実態の把握に努めるとともに、意識啓発や制度・慣行の見直しを進めるための効果的な広報・啓発などをさらに進めることが必要です。

イ 取組の方向と具体的な取組

◆ 男女平等の視点から、女性のおかれている状況を的確に把握するため情報を収集、 整理するとともにその結果を公表します。

具体的な取組

取組の内容	担当課
男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施(5年ごと)	県民生活·男女共同参画課
男女別統計資料の充実	県民生活·男女共同参画課
	ほか関係課

モニタリング指標

	項目	H16年度	H21年度
)男女平等意識(男性が優遇されていると	(H16年調査値)	(H21年調査値)
感じている	人の割合) 		
	家庭生活	53.0%	53.0%
	職場生活	49.8%	46.3%
	社会通念・慣習・しきたり	66.2%	70.7%
	社会全体	_	64.9%

◆ 県の取組が、男女共同参画社会の実現に及ぼす影響について調査を行うとともに、 市町村においても同様の取組が行われるよう要請します。

具体的な取組

取組の内容	担当課
男女共同参画の視点からみた行政施策影響調査の実施	県民生活·男女共同参画課
市町村が行う行政施策影響調査への支援	県民生活·男女共同参画課

- ◆ 人権尊重と男女共同参画の推進のため、研修や広報・啓発を行うとともに、市町村に おいても同様の取組が行われるよう支援します。
- ◆ 市町村の自主性を尊重しつつ、市町村における男女共同参画計画の策定や改定の取組を積極的に支援します。

具体的な取組

取組の内容	担当課
県職員への男女共同参画に関する研修の実施	全所属
教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施	教育政策課、人権教育課
市町村人権啓発・人権教育担当研修の実施	人権課、人権教育課
子どもの発達段階に応じた人権(女性)教育の推進	人権教育課、幼保支援課
地域・職場における人権(女性)研修の実施	人権課、人権教育課
県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報	県民生活·男女共同参画課、
	人権課
人権(女性)に関する実態調査と公表	県民生活·男女共同参画課、
	人権課
市町村における男女共同参画計画策定促進及び策定支援	県民生活·男女共同参画課
市町村が行う女性の人権に関する啓発事業の支援	県民生活·男女共同参画課、
	人権課
民間団体が行う女性の人権に関する啓発事業の支援	県民生活·男女共同参画課、
	人権課
男女共同参画に関する苦情の申出・処理制度の充実	県民生活·男女共同参画課

目標値

項目	H16年度	H21年度	H27年度目標値
男女共同参画計画策定市町村の割合	31.3%	50.0%	67.6%
	(15市町村)	(17市町村)	(23市町村)

◆ こうち男女共同参画センター「ソーレ」を中心とした、研究・調査を実施するとともに、 男女共同参画の視点から、研修や広報・啓発を行い、社会制度や慣行、役割の分担 などを見直すことを促します。

具体的な取組

取組の内容	担当課
男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施(5年ごと)	県民生活·男女共同参画課
(再掲)	
県職員への男女共同参画・女性問題に関する研修の実施	県民生活·男女共同参画課
市町村職員への男女共同参画・女性問題に関する研修の実施	県民生活·男女共同参画課
県民への男女共同参画に関する啓発・広報	県民生活·男女共同参画課
社会における不平等な慣行等に対する調査研究	県民生活·男女共同参画課
女性リーダーの養成	県民生活·男女共同参画課

目標値

項目	H21年度	H27年度目標値
県職員への男女共同参画・女性問題に関する研修への	36所属	全所属
参加所属数		

モニタリング指標

項目	H16年度	H21年度
実生活での男女平等意識(社会通念・慣習・しきたりで	(H16年調査値)	(H21年調査値)
男性が優遇されていると感じている人の割合) (再掲)	66.2%	70.7%
家庭における現実の夫婦の役割分担(夫と妻が共同で	15.7%	18.1%
家計を支え、共同で家事・育児を分担する割合)		

② メディアにおける男女共同参画の推進

ア現状と課題

メディアは、人々の意識形成にさまざまな形で影響を与えています。テレビや雑誌などのメディアが多様化していることに加えて、インターネットの普及により、個人が広く情報を集めることも伝えることも可能になっています。メディアは、男女共同参画社会の普及、啓発を進めていくうえでも、大きな役割を担うものと期待されます。

しかし、メディアにおける情報の中には、女性と男性の自由な生き方を妨げることにもつながりかねない、「女だから」「男だから」といった男女の固定的な役割分担意識に基づいた伝え方をしている事例や、女性や子どもをもっぱら性的ないしは暴力行為の対象として捉えた表現も見受けられます。

表現の自由はもちろん保障されなければなりませんが、一方でそうした表現が、性別による固定的な役割分担意識を植えつけたり、女性や子どもの人権を侵害したりしないようにするとともに、性や暴力表現については、青少年やそのような表現に接することを望まない人への配慮もなされなければなりません。

また、情報の送り手はもちろん、受け手の側においても、常に人権の尊重や青少年の 健全育成に配慮することが求められます。

イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆ 男女共同参画の視点に立ち、また、女性の人権等を尊重した表現がなされるよう、メディアの取組を促すとともに、触れたくない情報に接しない自由に配慮する環境づくりに努めます。
- ◆ 行政自らの広報活動においても、男女共同参画の視点と女性の人権等に配慮した適切な表現に努めます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の	広報広聴課ほか関係課
提供	
男女共同参画や女性の人権等に関わる表現についての	広報広聴課、人権課
メディアに対する要望	県民生活·男女共同参画課
男女共同参画の視点に立った広報作成の手引きの普及	県民生活·男女共同参画課
青少年保護育成条例に基づく有害図書類の指定	児童家庭課

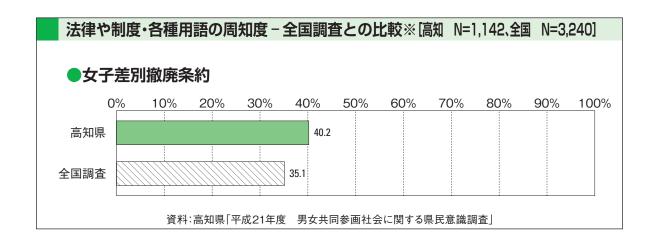
③ 国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進

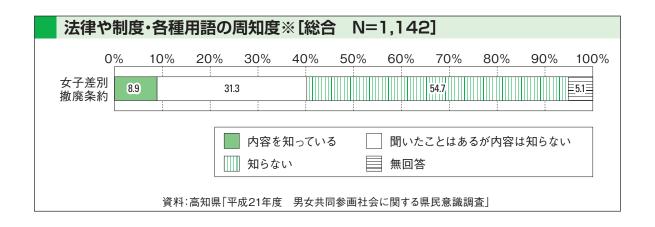
ア 現状と課題

我が国における男女共同参画の取組は、国際婦人年(1975年)を契機に、国連を中心とした国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して進められてきました。

その成果の一つである女子差別撤廃条約に関しては、国連の女子差別撤廃委員会から、我が国の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解(2009年)がだされ、一定の取組が評価されているものの、前回の最終見解(2003年)への取組が不十分と指摘されました。また、未実施事項への取組を要請されるなど、国際規範の国内実施において多くの課題が残されています。

県民意識調査(*P.2)では、「女子差別撤廃条約を知っている」と答えた人の割合は、全国と比べ高知県が高いものの、54.7%の人が「知らない」と答えており、今後もさらに県民の皆さんへの周知を図っていく必要があります。





- ◆ 国際規範を尊重し、その周知と浸透に努めます。
- ◆ 国際交流を通じて、諸外国の社会や文化を学び、国際的な視点から男女共同参画への理解を深めます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
女子差別撤廃委員会からの最終見解等の県民への周知と	県民生活·男女共同参画課
浸透を図る	
国際化時代にふさわしい人づくり(高知県国際交流協会)	文化·国際課
交流イベントや異文化理解講座の開催(高知県国際交流協会)	文化·国際課

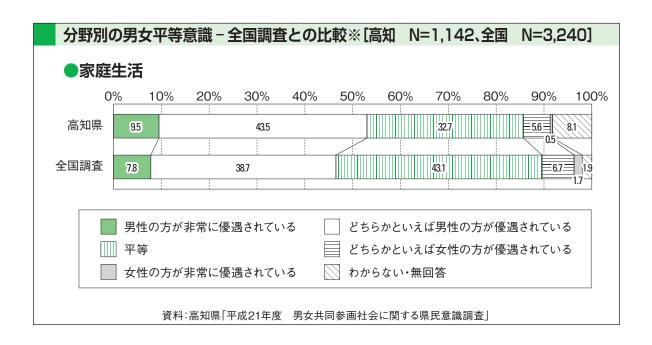
項目	H16年度	H21年度
女子差別撤廃条約を知っていると答えた人の割合	_	(H21年調査値)
		40.2%

(2) さまざまな場での意識を変える

① 家庭での男女共同参画の浸透

ア 現状と課題

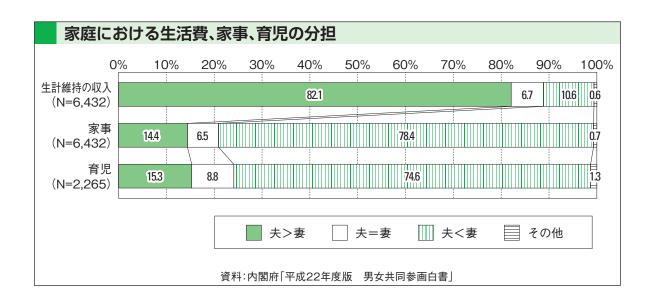
家族の一人ひとりが互いに人格を尊重しあい、その尊重の上に家庭生活は成り立つものです。しかし、県民意識調査(※P.2)では、多くの人が家庭生活で不平等感を感じています。



子どもは親を見て育ちます。父親が家事や子育てなどを一切母親にまかせている家庭の子どもは、夫婦の役割をそうしたものと受け止めるでしょう。また、夫婦が共同して家事、子育てにあたる家庭では、そうした姿が夫婦のあり方と受け止めて育ちます。

夫婦は家庭を維持する責任を平等に負っています。経済的な面でのみ責任を果たせば それで足りるということではありません。

家族の形態や個人のライフスタイルが多様化する中で、単身世帯や、母子世帯、父子世帯といった「ひとり親世帯」の増加、雇用・就業構造の変化など、さまざまな家庭の形態への対応が必要となっています。



- ◆ 家庭における固定的な男女の役割意識を改めるよう促し、子どものころからの男女 共同参画の理解を促進します。
- ◆ 男女が互いに担いあう家庭生活のため、学習機会を提供し、男性の家庭生活への参画や日常生活の自立を促します。

具体的な取組

取組の内容	担当課
県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報(再掲)	県民生活·男女共同参画課
	人権課、
家事(料理)・介護の実践講座の開催	県民生活·男女共同参画課
	地域福祉政策課、
男性講座の開催	県民生活·男女共同参画課
父親の育児参加のための啓発	少子対策課
介護支援情報の提供・広報・啓発	地域福祉政策課、
	高齢者福祉課

項目	H16年度 H21年度
家事労働時間(県平均:1日平均:15歳以上)	(H13年調査値)(H18年調査値)
女性の平均	144分 154分
男性の平均	15分 24分

イクメン

育児に積極的にかかわる男性を、「イクメン」と呼び、その活動にエールを送る動きが見られます。女性の社会進出や経済的な理由などから、共働き世帯が増えている中、子育て中の女性が働き続けるためには、パートナーである男性の参画が欠かせません。

制度改正により男性も育児休業が取りやすくなりました。しかし、まだまだ男性の育児休業の取得率は、わずか1.72%(厚生労働省「平成21年度雇用均等基本調査」) と低迷しています。働く男性が育児をより積極的に楽しみ、育児休業を取得できるよう、社会の気運を高め、より積極的に取組んでいく必要があります。

ソフリエ

団塊世代の男性には、仕事中心の生活を送り、子育てにあまり関わってこなかった 人が多くみられます。その反動でしょうか、時間のゆとりができた今、孫の世話をし たいという欲求から積極的に孫育てに参加する祖父[ソフリエ]が増えています。

育児を体験すると、自然と家事能力が高まります。家事や掃除ができるようになれば生活面でも自立でき、男性の老後のためにもプラスになります。おじいさん世代の育児参加を推進することで、男性の家庭参加や男女共同参画の意識も進むのではないでしょうか。



② 学びの場での男女共同参画の推進

ア現状と課題

保育所や幼稚園、学校など学びの場での男女平等を基本とした教育は、性に関する教育も含めて、子どもたちの幼児期からその発達段階に応じて適切に進められなければなりません。

県民意識調査(※P.2)では、他の分野と比べ学校教育において、「平等」と感じている人の割合が高くなっています。(P.8参照)しかしながら、男女別の出席簿や卒業式の呼び名の順、男女の色分けなど、女性と男性を区別する必要がない場面においても、区別している事例なども見受けられることから、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の人権を尊重する教育を、さらに進めていかなければなりません。

また、教職員自ら育児休業を取得するといったことは、子どもや保護者に男女共同参画 を浸透させるうえで意義があると考えられます。

さらに、進路指導においても、性別にかかわらず個性や能力が発揮できるよう、男女共同参画の視点に基づき、一人ひとりの生徒が主体的に進路を選択できる能力や高い職業 意識が育まれるよう、その改善・充実を図ることが大切です。

加えて、学校行事、PTA活動などにおける男女共同参画についても、一層進めていく ことが求められています。

このように、子育てと学校教育全般について、もう一度見直し、男女平等と男女共同参画を推進する教育が行われるようにしていく必要があります。

イ 取組の方向と具体的な取組

◆ 子どものころから男女の平等意識を育んでいくため、学校などでの男女平等を基本 とした教育を充実させます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
男女平等や女性の人権に関する教育の充実	小中学校課、高等学校課、
	特別支援教育課、人権教育課
男女平等に関する小中高校生向け教材の作成	小中学校課、高等学校課、
	特別支援教育課、人権教育課
公立学校における男女混合名簿導入の推進	小中学校課、高等学校課、
	特別支援教育課、人権教育課
職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	小中学校課、高等学校課、
	特別支援教育課

モニタリング指標

	項 目	H16年度	H21年度
男女混合名	名簿(出席簿)実施率	(H15年実績)	(H21年実績)
	公立幼稚園	50.0%	72.0%
	公立小学校	32.8%	47.4%
	公立中学校	20.7%	32.8%
	公立高等学校	48.3%	59.6%
	公立特別支援学校	92.3%	92.3%

◆ 教職員等に対する男女共同参画の意識啓発を進めます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施(再掲)	教育政策課、人権教育課

◆ 性に対する正しい知識と異性に対する思いやりの心を育てます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施	健康対策課、スポーツ健康教育課
性に関する教育用教材の作成	スポーツ健康教育課
思春期相談センター「PRINK」における性に関する	健康対策課
相談・啓発の実施	
思春期電話相談の実施	健康対策課
ピアカウンセラー(思春期の性や自己決定に関心の	健康対策課
ある学生)の養成	

◆ 学校行事やPTA活動などにおいて男女がともに子どもにかかわれる取組を進めます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
PTA活動への男女共同参画の促進	生涯学習課

項目	H16年度	H21年度
高知県小中・高等学校PTA連合会の役員に占める	17.6%	10.0%
女性の割合		
公立小中高等学校のPTA会長に占める女性の割合	9.9%	13.2%

③ 職場での意識啓発

ア現状と課題

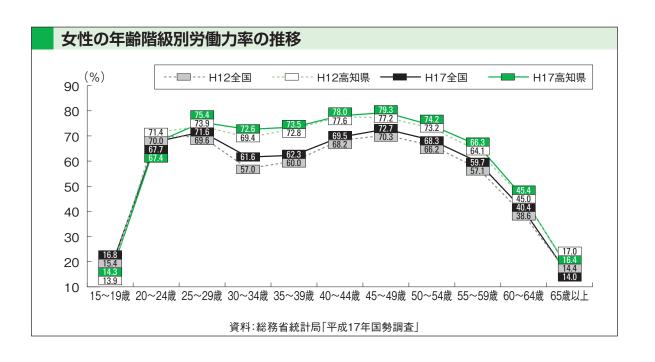
男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の施行やその 後の改正などで、働く場での法や制度の整備は進んできましたが、賃金や昇進・昇格、仕 事の内容などの男女間の格差やセクシュアル・ハラスメントなど女性の人権・人格を傷つ ける行為はまだまだ残っているのが現状です。

また、農林水産業や商工業などの自営業の分野では、対等な経営パートナーである女性への評価が十分ではありません。

平成17年国勢調査の結果では、高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける 女性の割合が全国でも高く、女性の年齢階級別労働力率のグラフのM字曲線が全ての 年齢層において全国平均を上回っている状況にあります。それでも出産を機に退職する など、継続就業を望んでいる女性が就業を継続できるような雇用環境整備が進んでいな いことなどから、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性も多く、男女の実質的な機 会と待遇の均等が達成されていません。

女性と男性が同じ職場の仲間として対等、平等に働くことができるような環境をつくる ためには、お互いに能力が発揮できる機会が確保されるとともに、あらゆる場面での意 思決定に参画できなければなりません。

女性も男性もともに仕事と家庭生活の両立ができるよう、これまでの働き方を見直すとともに、事業主も雇用環境の整備に一層努めることが必要です。



◆ 男女平等の視点に立った研修などにより、職場の意識啓発を促します。

具体的な取組

取組の内容	担当課
商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの	経営支援課、協同組合指導課、
団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	水産政策課
人権啓発に関する企業リーダー養成講座の実施	人権課
企業等への外部講師派遣事業の実施	県民生活·男女共同参画課、
	人権課、少子対策課
県職員へのセクシュアル・ハラスメント防止のための	行政管理課、教育政策課、警務課
研修・啓発の実施	
仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	雇用労働政策課、少子対策課
労働関係法令等の広報・啓発・周知	雇用労働政策課

④ 地域での意識啓発

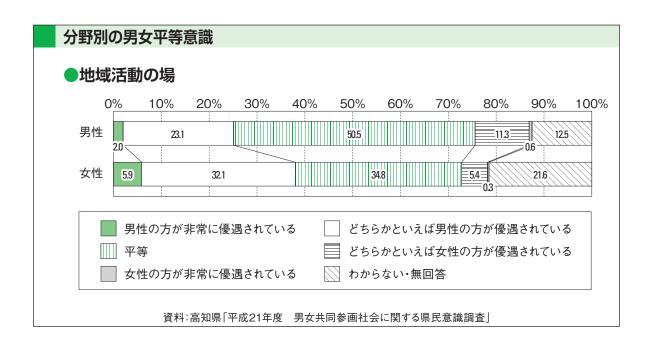
ア現状と課題

私たちの周りでは、町内会やPTAはもちろん、NPOやボランティアなど、私たちの普段の生活に欠かせないものから、地域の行事や互助にかかわるもの、災害や緊急時にきめ細かな力を発揮するものなどさまざまな活動が行われています。

こうした地域活動は、住民一人ひとりが主体となって担っていくことで、より豊かで住みよい地域づくりにつながっていきます。ただ、現実の状況を見ますと、自治会や地域おこし・まちづくり・観光、子育て支援活動などが、特定の性や年齢層で担われていたり、組織の役員構成や意思決定などが男性中心であったり、行事の役割分担が性別によって決められてしまうといったことも見受けられます。

県民意識調査(※P.2)でも、「地域活動の場」で「男性の方が優遇されている」と答えた割合は、女性38.0%、男性25.1%と女性の方が12.9ポイント上回っています。(P.8参照)さまざまな地域活動に男女がともに参画するため、意識啓発に取り組むとともに、男女が共に参画するさまざまな地域活動を進めていきます。





- ◆ 男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進めます。
- ◆ こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、地域の男女共同参画社会づくりの 中核を担うリーダーや、男女共同参画の視点を持った人材の育成を図ります。

具体的な取組

取組の内容	担当課
NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、	県民生活·男女共同参画課、
女性活動団体等の育成・支援	地域福祉政策課
男女共同参画に関する出前講座や公民館活動を通じた	県民生活·男女共同参画課、
県民への研修の実施	生涯学習課、人権課
男女共同参画に関する情報の提供(広報誌等による啓発)	県民生活·男女共同参画課
市町村が行う男女共同参画への意識啓発に対する支援	県民生活·男女共同参画課
市町村人権啓発担当者研修の実施(再掲)	人権課
企業等への外部講師派遣事業の実施(再掲)	県民生活·男女共同参画課、
	人権課、少子対策課
人権(女性)に関する講座・研修会開催支援	人権課、人権教育課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援	県民生活·男女共同参画課
女性リーダーの養成(再掲)	県民生活·男女共同参画課

テーマ2

場をひろげる

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

① 行政への女性の参画の促進

ア 現状と課題

自治意識の高まりや地方分権の広がりの中で、県や市町村の行政の政策・方針の決定に住民の参画が欠かせないものになっています。私たちの周りでもさまざまなところで、住民の意見を聴き、それを反映させるような取組が広がっています。こうした行政機関の政策・方針決定の手法や手続の中に、審議会等を設置して委員から意見を聴く、あるいは方針を示してもらうといったことがあります。

その審議会等が、住民の声を正しく反映し、地域の将来を見通した判断をするためには、委員の構成が偏りのない適切なものであることが必要です。その要素のひとつが男女共同参画です。女性が社会の構成員の半分を占めることから、女性委員の参画を進め、多様な視点や新たな発想を取り入れていくことが必要となります。

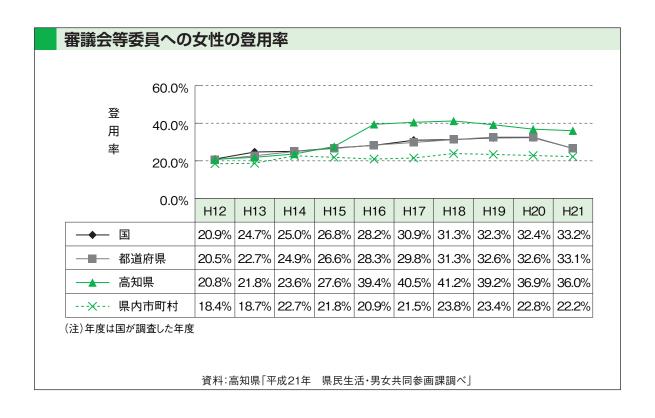
県の審議会等に占める女性委員の割合は、一定上昇し、国や全国平均を上回るといった前進は見られましたが、平成18年度の41.2%をピークに漸減傾向で、平成21年度は36%となっており、目標である均衡には、まだ開きがあります。また、県内市町村では、2割強にとどまっています。

その背景には、審議会等の設置目的や役割を踏まえた委員の人選を進めるうえで、関係団体等の代表が男性であることが多いことや、弁護士、医師、大学教員をはじめ、専門的知識を必要とする分野への女性の進出がまだ少ないことなどがあります。

こうしたことから、女性人材の育成や掘り起こしを一層進めるとともに、委員を選出する関係団体や企業等に対し、男女共同参画の重要性への理解の促進と女性の積極的登用へのさらなる協力を求めていく必要があります。

また、行政機関の内部においては、女性公務員の登用や活用、職域の拡大とその能力 開発に積極的に取り組み、男女共同参画を進めていくことも必要です。





◆ 県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
県の審議会等の委員への女性の参画推進	県民生活・男女共同参画課ほか
	審議会等設置所属
人材リストの整備と活用促進	県民生活·男女共同参画課
女性リーダーの育成(再掲)	県民生活·男女共同参画課

目標値

項目	H16年度	H21年度	H27年値
県の審議会等の委員の男女構成	39.4%	36.0%	均衡
(女性委員の割合)			

項目	H16年度	H21年度
地方議会に占める女性議員の割合	8.1%	10.4%

◆ 女性県職員の登用や活用を一層進めます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
女性県職員の登用、活用の推進	人事課、総務福利課、警務課
学校現場における女性教職員の登用促進	教育政策課

モニタリング指標

項目	H16年度	H21年度
県職員(知事部局)に占める女性の割合	24.8%	26.8%
県職員(知事部局)の管理職員に占める女性の割合	5.9%	5.3%
公立小学校教員管理職に占める女性の割合	31.5%	25.1%
公立中学校教員管理職に占める女性の割合	14.0%	6.4%
公立高等学校教員管理職に占める女性の割合	9.1%	9.6%
(通信制を除く)		

◆ 市町村における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう支援します。

具体的な取組

取組の内容	担当課
男女共同参画の取組に関する広報、啓発、情報の提供	県民生活·男女共同参画課
市町村人権啓発・人権教育担当者研修の実施(再掲)	人権課、人権教育課
市町村の女性管理職への登用促進	市町村振興課
市町村の審議会等委員への女性の参画促進	県民生活·男女共同参画課

項目	H16年度	H21年度
市町村職員に占める女性の割合	28.0%	31.6%
市町村の管理職員に占める女性の割合	9.8%	12.4%
市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合	20.9%	22.2%

② 団体・組織への女性の参画の促進

ア 現状と課題

農林水産業や商工業に従事する女性は、それぞれの産業の重要な担い手であるととも に、地域社会の活性化に大きく貢献しています。

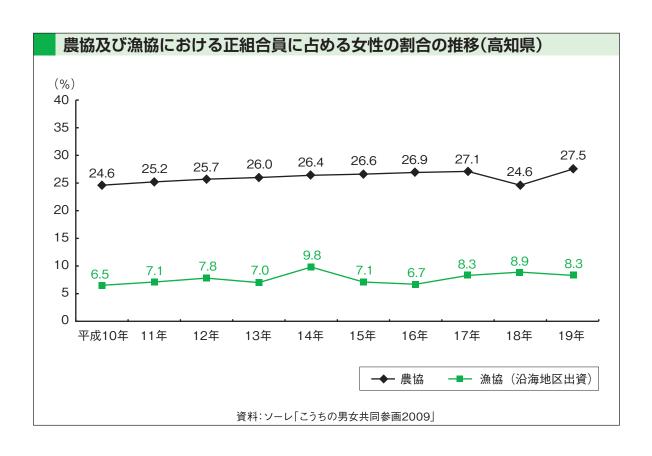
しかしながら、農業委員会や農業協同組合など、地域における政策・方針決定過程への 女性の参画は徐々に増加しているものの、その比率はまだ低いものとなっています。

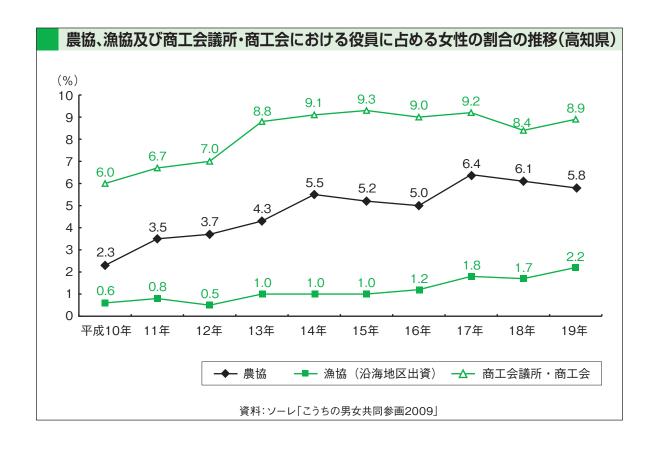
高知県の農協及び漁協における正組合員に占める女性の割合は農協27.5%、漁協8.3%であるにもかかわらず、役員に占める女性の割合は農協5.8%、漁協2.2%と低く、まだまだ生産・経営の方針決定が男性中心に行われています。

また、商工会議所・商工会の役員に占める女性の割合は8.4%と、方針を決める会長などの代表は男性が務めることが多く、団体や組合の代表における女性の割合が低い状況が続いています。

女性の参画を促し、新たな発想や価値観などを取り入れることは、団体、組織の一層 の発展につながっていくことになります。

そのため、各種の団体や組織においても、役員への登用はもちろん、女性の正組合員 化などを含めあらゆる階層で、これまで以上に積極的な女性の登用や活用が望まれま す。





◆ 各種の団体や組織に、女性の一層の参画、登用を促します。

具体的な取組

取組の内容	担当課
商工会議所女性会・商工会女性部の育成と活動支援	経営支援課
農業協同組合女性部の育成と活動支援	協同組合指導課
漁業協同組合女性部の育成と活動支援	水産政策課
各組織に対する広報啓発、情報提供	協同組合指導課、
	環境農業推進課、水産政策課
農村におけるリーダー養成研修等各種研修会の開催	環境農業推進課
女性による地域防災活動の育成と支援	消防政策課
女性リーダーの育成(再掲)	県民生活·男女共同参画課

モニタリング指標

項目	H16年度	H21年度
農業協同組合の正組合員に占める女性の割合	26.9%	28.2%
農業協同組合の役員に占める女性数	16農協 20人	16農協 21人
女性農業委員数	44人	30人
商工会議所・商工会の役員に占める女性の割合	9.0%	9.5%
漁業協同組合(沿海地区出資)の正組合員に占める	6.7%	7.6%
女性の割合		

参考: H21 高知県 JA 大会で決議した目標値(各農協あたり)

- ・女性理事2名以上
- ・女性の総代 20% 以上
- ・女性の正組合員 35% 以上

婦人参政運動の先駆者 楠瀬喜多(くすのせ きた)

「民権ばあさん」の名で知られている喜多は、「女にも参政権を!」と訴えた我が国 最初の女性として有名です。

喜多が家督を継いだ当時は、江戸時代から明治維新に変わったものの庶民の暮ら しはよくならず、自由民権運動が高まっていきました。そのリーダー板垣退助、片岡 健吉、植木枝盛たちが「立志社」を設立し運動を展開した頃です。

喜多は、明治11年、「戸主として納税しているのに女であるというだけで選挙権がない」として、男女平等と区会議員選挙での投票権を主張しました。



喜多のこの時の主張は受け入れられなかったものの、2年後、上町と小高坂村で婦人の参政が実現しています。

高知市上町の第四小学校正門わきに設立された 「婦人参政権発祥の地」の碑

(2) 働く場をひろげる

① 職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保

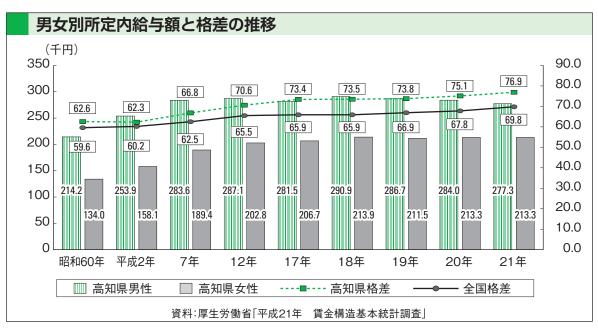
ア現状と課題

平成9年の男女雇用機会均等法の大幅な改正により、募集や採用、配置や昇進など雇用のあらゆる場面で女性に対する差別が禁止されました。さらに、平成18年の改正では、男性に対する差別や、降格、職種変更、パートへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについての差別、また間接差別も禁止するなど男女差別禁止の範囲が拡大をされました。

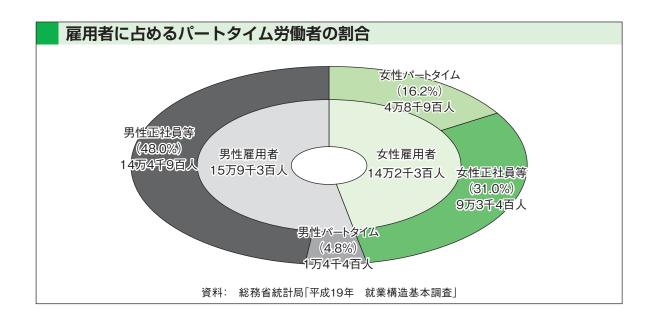
しかし、実際には、職場での配置や昇進・昇格、賃金などでまだまだ男女間の不平等な 取扱いが残っています。

平成17年国勢調査の結果では、高知県は全国と比べても、結婚、出産後も働き続ける女性の割合が高いものの、平成19年に総務省統計局が行った「就業構造基本調査」では、パートタイムなど、非正規雇用労働者の割合が男性のそれに比べ約3倍となっています。その原因は、働き手や稼ぎ手は男性で、女性は家計の補助の目的であるという、固定的な性別役割分担意識がまだまだ残っていることや、事業主の側に女性の能力を活かしていこうとする意識が低いこと、出産、子育てにかかる期間が仕事のうえで女性に不利にはたらいていることなど、さまざまあると思われます。

すべての労働者が、性別にかかわりなくその能力を十分に発揮し、多様でかつ柔軟な働き方を選択することができる社会の実現を進めていく必要があります。



- ※所定内給与額とは、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額(時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等)を差し引いた額。
- ※一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者を除いた労働者。
- ※「一」内の数値は、男性一般労働者の所定内給与額を100.0としたときの、女性一般労働者の所定内給与額の値。



- ◆ 職域拡大を促進し、働く意思のある者の雇用の場をひろげます。
- ◆ 男女の平等な待遇を促します。

具体的な取組

取組の内容	担当課
仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進(再掲)	雇用労働政策課
労働関係法令等の広報・啓発・周知(再掲)	雇用労働政策課
人権啓発に関する企業リーダー養成講座の実施(再掲)	人権課

項 目	H16年度	H21年度
雇用労働者総数に占める女性の割合	(H12年国勢調査)	(H17年国勢調査)
	46.9%	48.6%
男女間の賃金格差(男性一般労働者の所定内給与額を	(H17年)	
100としたときの、女性一般労働者の所定内給与額の値)	73.4%	76.9%

- ◆ 若年者(女性・男性)の就労を支援します。
- ◆ 県内企業との連携協力を推進し地域産業の担い手となる人材の育成を支援します。

具体的な取組

取組の内容	担当課
就業支援センター(ジョブカフェ)事業の充実	雇用労働政策課
産業人材の育成(地域産業担い手人材育成)事業の実施	雇用労働政策課
若手人材の育成事業の実施(産業団体、金融機関、企業、	計画推進課
行政事業者など)	

② 能力開発と就業の支援

ア 現状と課題

経済の低迷に伴う雇用・就労をめぐる環境の変化、家族の変容などが進む中で、貧困 や、就労の機会を得られない方が増加しています。

単身女性世帯やひとり親世帯が急増し、また配偶者である男性の雇用不安も増す中、 女性が自ら生計を維持する必要性が増しつつあります。

こうした中で、労働者の職業能力の重要性はますます高まっていますが、女性は企業内における教育訓練の機会が男性に比べて少なく、また、子育て、介護などによる退職からの再就職がむずかしいなど、必ずしも恵まれた就業環境にあるとはいえません。

個々のライフステージに応じた、多様な生き方があることを前提に、各人がそれぞれ選択した生き方の中で、その能力を十分に発揮していくことができるような支援、体制整備がますます重要となっています。

イ 取組の方向と具体的な取組

◆ 女性の職業能力を高め、ひろげるよう、能力開発を支援します。

具体的な取組

24112	
取組の内容	担当課
職業能力開発訓練の充実	雇用労働政策課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援	県民生活·男女共同参画課
人材の育成(地域産業の担い手、起業支援)	計画推進課

項目	H16年度	H21年度
管理的職業従事者に占める女性の割合	(14年調査値)	(17年調査値)
	12.9%	13.8%

◆ 多様な働き方ができる就業の場をひろげます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
労働関係法令等の広報・啓発・周知(再掲)	雇用労働政策課
テレワークによる就労機会づくりと地域の人材・事業者の育成	地域づくり支援課

③ 農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進

ア現状と課題

農林水産業や商工業等の自営業の分野で女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしています。

しかし、一方では、旧来の価値観や固定的役割分担意識にとらわれ、対等な経営パートナーである女性への評価が不十分であり、女性自身にも職業人としての自立意識が育ちにくい環境となっています。このため、生産活動や地域の方針を決定する過程においては、女性の参画が遅れています。

そのため、女性が仕事にやりがいと魅力を感じ、積極的に経営参画できるよう、個々の ライフステージに応じ、実践的な技術・経営・財務・労務の管理やマーケティング能力な どの向上への支援が求められています。

また、家族内での就業条件の整備を図り、経営活動や地域での活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努める必要があります。

イ 取組の方向と具体的な取組

◆ 家族労働における就業条件や環境を整えます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
家族経営協定締結の促進	環境農業推進課

目標値

項目	H16年度	H21年度	H23年度目標値
家族経営協定締結農家数	121戸	443戸	750戸

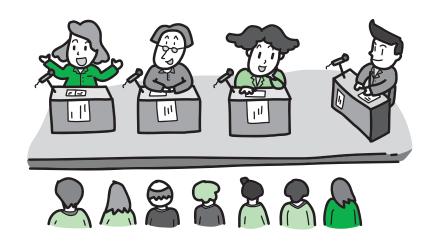
◆ 女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
商工団体等(商工会議所・商工会、農業協同組合、	経営支援課、協同組合指導課、
漁業協同組合)の女性組織の育成と経営への参加促進	水産政策課
女性農業者の経営参画等のための研修	環境農業推進課
農村女性リーダーの育成	環境農業推進課
創業支援のための融資制度	経営支援課
女性起業家の育成支援	県民生活·男女共同参画課、
	環境農業推進課
農村女性グループ、林業女性グループ、漁業女性グループの	漁業振興課、合併·流通支援課、
自主研修や交流活動の支援	環境農業推進課、森づくり推進課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援	県民生活·男女共同参画課
人材の育成(地域産業の担い手、起業支援)(再掲)	計画推進課

目標値

項目	H16年度	H21年度	H23年度目標値
農村女性リーダー認定数	233人	284人	350人



(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進

① 地域活動における男女共同参画の推進

ア現状と課題

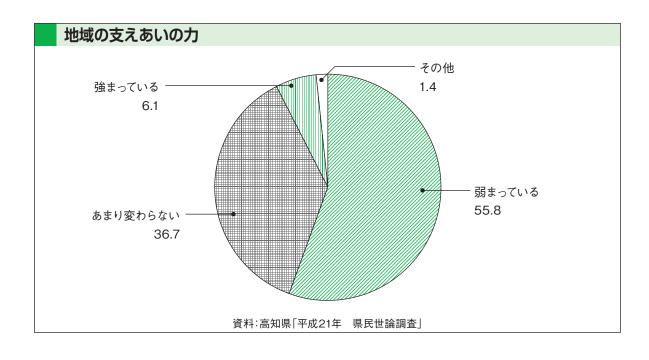
地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

その地域においては、人口減少や高齢化が進み、人間関係の希薄化や、単身世帯の増加等のさまざまな変化が生じています。平成21年度に県が行った県民世論調査では、55.8%の方が地域での支えあいの力が弱まっていると答えており、男女がともに担わなければ地域社会が立ち行かなくなっています。こうした中、地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、地域における男女共同参画が不可欠です。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識が未だに残っていること、地域における意思決定過程への女性の参画の機会が乏しいこと、地域活動への参画について性別、世代に偏りがあること、地方公共団体における男女共同参画に関する推進体制が必ずしも十分でないことなどから、地域における男女共同参画が順調に進んでいない状況もみられます。

そのため、地域活動に関する情報の収集・提供などにより、住民意識を広げ、地域活動への参加を促すとともに、市町村やNPO等の取組を支援することが重要となってきます。

また、地域で男女共同参画の視点に立った実践的活動を進めることは、従来の知識習得や意識啓発中心の男女共同参画の取組にかかわりの薄かった団体や個人を含め、さまざまな活動を行うあらゆる人々にとって、男女共同参画の意義を実感するなど、身近な男女共同参画の推進につながります。



イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆ 市町村との連携のもと、PTA、自治会、商工会、まちづくり推進協議会など地域における多様な意思・方針決定過程への男女の参画状況の把握に努めるとともに、男女共同参画促進のための啓発を行います。
- ◆ 市町村が行う男女共同参画の取組を支援します。
- ◆ 防犯活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動などの地域活動への男女の参画が 進むよう、情報提供や意識啓発を行います。
- ◆ ボランティア活動、NPO等への参加促進のため、情報提供、相談活動などを通じた 環境整備を進めます。
- ◆ NPOやボランティア等の育成・支援を行います。
- ◆ 市町村とNPOとの協働を支援します。
- ◆ 産業振興、地域おこし、まちづくり、観光などにおける人材の育成を支援するととも に、方針決定過程や活動への女性の参画促進を図ります。
- ◆ こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、女性団体やNPOの活動を支援する とともに、センター利用者等のネットワーク化を図ります。

具体的な取組

取組の内容	担当課
市町村における男女共同参画状況の把握及び市町村との	県民生活·男女共同参画課
情報交換	
市町村が行う男女共同参画の取組の支援	県民生活·男女共同参画課
NPOやボランティア活動に関する情報の提供	県民生活·男女共同参画課、
(ピッピネット/広報誌など)	地域福祉政策課
NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、	県民生活·男女共同参画課、
女性活動団体等の育成・支援(再掲)	地域福祉政策課
企業等への外部講師派遣事業の実施(再掲)	県民生活·男女共同参画課
地域づくりに関する講座等の開催	地域づくり支援課
人材の育成(地域産業の担い手、起業支援)(再掲)	計画推進課
女性団体等への自主活動への支援及び相互交流の促進	県民生活·男女共同参画課
高知県おもてなし県民会議の開催	おもてなし課
観光ガイド育成事業による人材育成	おもてなし課

項目	H16年度	H21年度
NPO法人における女性代表の割合	_	17.5% (44/252)

② 防災分野での男女共同参画の拡大

ア現状と課題

本県は、将来必ず起こるとされている南海地震をはじめ、急峻な地形や降水量が多いことなどに起因する、災害が発生しやすい自然条件下にあることから、防災への取組は重要な課題です。

こうした防災への取組における政策・方針決定過程への女性のかかわりは、本県ではまだ十分ではありません。

また、過去の災害においては、避難所における、授乳コーナー・更衣室・専用トイレの設置、入浴への配慮など被災者のプライバシーの保護が十分ではなく、性差の違いに対応した支援ができていなかったことや、被災時には、病人の介護や子どもの世話、家の片付けなどの増大した家庭的責任が女性に集中するなどの問題が明らかになっています。

イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆ 防災対策に女性の視点を反映させ、地域防災の取組を進めます。
- ◆ 地域防災への女性のかかわりを促進します。
- ◆ 災害発生時において援護が必要な方々への適切な支援対策を進めます。
- ◆ NPOや災害ボランティア等への女性の参画の促進のための情報提供を行います。

具体的な取組

取組の内容	担当課
高知県防災会議等への女性の参画	南海地震対策課
女性防火クラブなど女性による地域防災活動への支援	消防政策課
NPOやボランティア活動に関する情報の提供	県民生活·男女共同参画課、
(ピッピネット/広報誌など)(再掲)	地域福祉政策課
NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、	県民生活·男女共同参画課、
女性活動団体等の育成・支援(再掲)	地域福祉政策課

	項	目	H16年度	H21年度
女性消防団員数			164人	219人

テーマ3 環境を整える

(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

① 雇用の場における子育で・介護環境の整備

ア現状と課題

仕事は、くらしを支え、生きがいや喜びをもたらします。同時に、子育て・介護や、家庭、 地域、自己啓発等の時間を持つことも生活のうえでは大切であり、その両方の充実が あってこそ、人生の生きがいや喜びは倍増します。

働く人々一人ひとりが健康で、仕事と子育て・介護などを両立させながら、安心して働き生活を送れる環境づくり、即ち、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現が大切なテーマとなっています。

特に、高知県は、少子高齢化や人口減少の傾向が顕著であり、子育て・介護のための環境・時間を確保することなどが切実な課題になっています。

県民意識調査(※P.2)の結果でも、女性の望ましい働き方と思うものとして女性の25.1%が「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける」と答えており、4人に1人が仕事を続けることを望んでいます。

しかし現実には、出産・育児期に仕事を離れ、その後再就職する人がまだまだ多いことがM字曲線からも明らかです。制度的には女性も男性も子育て・介護の際に一定の休暇をとることは可能になっていますが、大半が女性による取得で、男性の取得は非常に少ない状況です。根強い固定的性別役割分担意識が存在する中、男性に多く見られる長時間労働や職場中心のライフスタイルが子育て・介護の家庭生活にかかわることを妨げる要因にもなっています。

多様なニーズに応じた子育で・介護に関する社会支援を充実し、仕事と生活の調和を 進め、男女がその意欲と能力を活かして働き続けることのできる環境を整える必要があ ります。

イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆ 子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境を整えます。
- ◆ 子育て・介護の後の職場への復帰や再就職の支援を充実させます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
次世代育成支援認証制度の広報・普及促進	雇用労働政策課
労働関係法令等の広報・啓発・周知(再掲)	雇用労働政策課
中小企業制度融資貸付事業促進	経営支援課
県職員の育児休業等の取得促進	行政管理課、教育政策課
県職員への介護休業制度の周知	行政管理課、教育政策課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援(再掲)	県民生活·男女共同参画課

目標値

項 目	H21年度	H26年度目標値
高知県次世代育成支援認証企業	51社	80社

モニタリング指標

項目	H16年	度 H21年度	
県職員(知事部局)の育児休業取得率			
女性		100% 100	0%
男性		5.1% 5.3	3%

② 家庭や地域における子育で・介護環境の整備

ア現状と課題

本来、家事・子育て・介護などは家族全員の協力が必要となるものですが、固定的な性別役割分担意識や慣行から、多くの家庭で、女性が働きながら家事や子育て・介護を担っており、時間的にも精神的にも余裕のない状況が県民意識調査(*P.2)からうかがえます。(P.9参照)

こうした家事や子育て・介護に対する負担感、不安感が、未婚の増加や少子化につながっているのではないかという見方もされています。

高知県の平成21年の合計特殊出生率は1.29で、全国の1.37を下回る水準で推移しており、人口減少に歯止めがかからず、社会の活力を維持できない状況が懸念されます。

子育て・介護は主に家族の責任のもとに行われていますが、その負担は家族のみでなく 社会全体で分かちあうべきものです。そのためには安心して子どもを産み育てたり、高齢者 などの介護ができる場をそれぞれの地域で実現していくことが必要です。

また、近年では、ひとり親世帯や共働き世帯が増加傾向にあり、世帯ごとに必要な支援も異なっています。

このため、さまざまな家族や家庭のあり方に応じた支援策が必要であり、現在女性が多くを担っている子育て・介護について、男女が協力して担うことや、社会全体で支えることができるよう、子育て支援、介護サービスの充実などの環境整備が必要です。

イ 取組の方向と具体的な取組

◆ 「こうちこどもプラン」に基づき、子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、地域における子育ての支援策を充実させます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
広報誌による啓発推進	県民生活·男女共同参画課
多様な保育ニーズ対する保育サービスの拡大への補助	幼保支援課
ひとり親家庭への支援	児童家庭課
子育て支援に係る広報・啓発等の推進	少子対策課
放課後の子どもの居場所づくりと学び場の充実	生涯学習課
子育て家庭応援事業の促進	少子対策課
地域における子育て支援の充実	県民生活·男女共同参画課、
	少子対策課

目標値

項目	H16年度	H21年度	H25年度目標値
(こうちこどもプラン)			
乳児保育実施市町村数	38市町村	27市町村	全市町村
延長保育実施か所数(開所時間が	71か所	89か所	117か所
11時間を超える認可保育所)			
休日保育実施か所数(市町村数)	Oか所	1か所	8か所
病児・病後児保育実施か所数	6か所	7か所	13か所
一時預かり事業(第2種社会福祉	19か所	24か所	35か所
事業の届出)数			
放課後児童クラブや放課後子ども	_	71.3%	100%
教室の実施校率(小学校)		(131カ所)	
子育で応援の店協賛事業所数			(H23年度目標値)
	_	399事業所	600事業所

◆ 介護における男女の共同参画を促すとともに、介護負担の軽減に向けた支援策を充 実させます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
地域ケア体制の整備	高齢者福祉課
・地域で要介護者等を支えるケア体制の整備	
・住宅のバリアフリーの推進	
相談体制の充実	高齢者福祉課
介護支援情報の提供・広報・啓発(再掲)	高齢者福祉課、地域福祉政策課
独居老人等に対するNPOやボランティア活動の促進	地域福祉政策課、
	県民生活·男女共同参画課
社会で支える介護の促進	地域福祉政策課
家事(料理)・介護の実践講座の開催(再掲)	地域福祉政策課、
	県民生活·男女共同参画課

③ 女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり

ア現状と課題

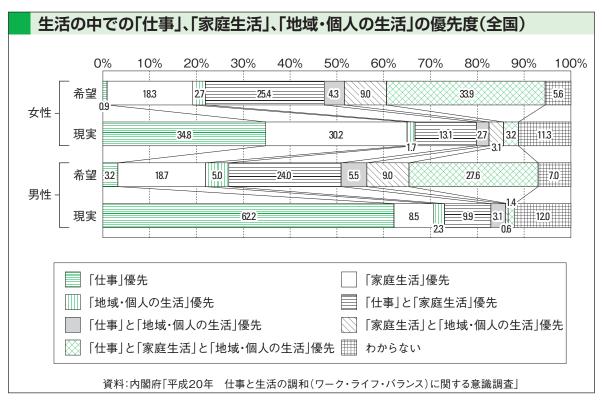
平成20年に内閣府が実施した「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識調査」では、女性の33.9%、男性の27.5%が、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」など複数の活動をバランスよく行いたいという希望を持っているにもかかわらず、現実には、「仕事」あるいは「家庭」などの単一の活動を優先している傾向にあります。

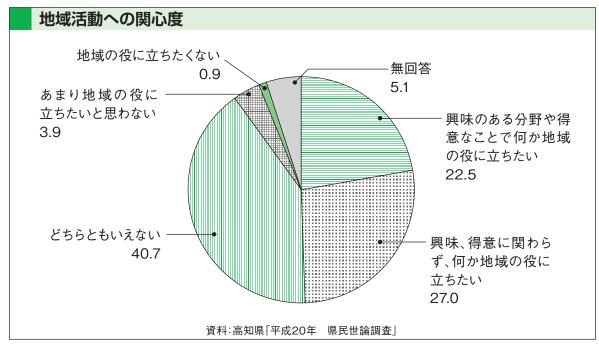
しかしながら、潤いのある生活や心の充足、長くなっている退職後の生活のあり方を考えると、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」などに自分の希望するバランスで参画できることが必要であり、その中で地域活動については、女性も男性も地域社会の一員として、ボランティア活動やNPO等の活動に参画することで、自らの生活観や人間関係を広げられるとともに、地域においては、連帯感や相互扶助意識の高揚にもつながります。

平成20年度に県が行った県民世論調査では、地域活動については、49.5%の方が「地域の役に立ちたい」と考えており、活動を広げるためには、「誰もが等しく参加できること」や「地域の課題や出来事を多くの住民に知ってもらうこと」などをあげています。

一方で、「地域の役に立ちたいと思わない」と答えた方も4.8%を占めており、忙しくて時間が取れない、活動に参加することがわずらわしい、何をしていいかわからない、などを理由にあげています。

地域活動への参画を進めるためには、労働時間の短縮や、家事、子育てができるための学習機会の確保、さまざまな地域活動の情報提供、さらにはライフスタイルに合わせた 多様な働き方ができる環境整備を進める必要があります。





イ 取組の方向と具体的な取組

◆ ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促します。

具体的な取組

取組の内容	担当課
労働関係法令等の広報、啓発、周知(再掲)	雇用労働政策課
仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進(再掲)	雇用労働政策課、少子対策課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援(再掲)	県民生活·男女共同参画課

モニタリング指標

	項目	H16年度	H21年度
男女の年間総実労働時間数(従業員規模30人以上)			
	パートタイム労働者含む	1,830時間	1,788時間
	パートタイム労働者除く	1,981時間	1,972時間

◆ 家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
NPOやボランティア活動に関する情報の提供	県民生活·男女共同参画課、
(ピッピネット/広報誌など)(再掲)	地域福祉政策課
NPO、ボランティア団体、地域の自治会、	県民生活·男女共同参画課、
スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援(再掲)	地域福祉政策課

(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

① 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

ア現状と課題

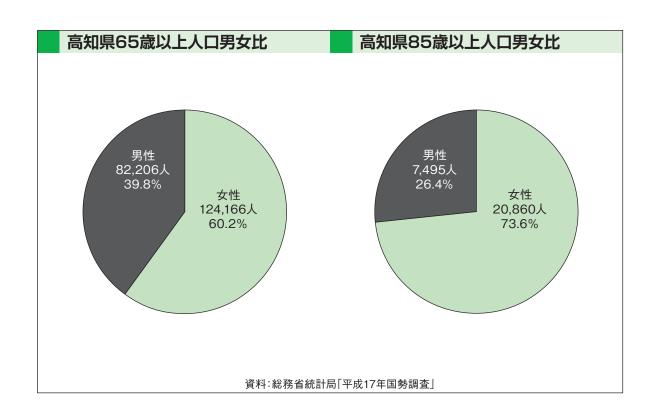
本県は、高齢化率が27.2% (平成19年、全国3位)と、全国に先行して高齢化が進んでおり、高齢者が安心して暮らせる地域づくりは県政の重要な課題となっています。

女性は男性よりも平均して長寿であるため、平成17年国勢調査では、女性が高齢人口の60.2%を、85歳以上では実に73.6%を占めています。

したがって、高齢社会のあり方は、高齢者の女性の生き方や暮らしぶりに大きく左右され、高齢者施策の影響は女性の方がより強く受けると言えます。

しかしながら、未婚、非婚の急増や、過疎化、人間関係の希薄化などにより、高齢者を 支える家族や地域のネットワークが弱まっており、そのことが例えば高齢男性の地域で の孤立につながっているといった指摘があります。さらに、本県の多くを占める中山間地 域での介護サービスの確保など、高齢者が安心して暮らせる環境整備には多くの課題が 残されています。

こうしたことから、「日本一の健康長寿県構想」における、高齢者施策を、男女共同参 画の視点もあわせて、進めることが必要となっています。



65歳以上の親族のいる一般世帯

	ሴ ሊ 111 111 	65歳以上	65歳以上の親族のいる一般世帯		うち高齢	単身世帯	うち高齢	夫婦世帯
	一般世帯数	世帯数	率(%)	65歳以上の 親族人員	世帯数	率(%)	世帯数	率(%)
昭和60年	281,430	86,960	30.9	110,988	18,035	20.7	16,452	18.9
平成2年	288,577	99,037	34.3	130,178	23,106	23.3	21,930	22.1
7年	302,868	114,616	37.8	155,937	28,946	25.3	28,922	25.2
12年	319,298	128,377	40.2	177,960	35,620	27.7	35,071	27.3
17年	323,327	136,325	42.2	189,748	40,918	30.0	37,368	27.4

⁽注) 高齢夫婦世帯:夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦1組の一般世帯

資料:総務省統計局「平成17年国勢調査」

また、障害があること、日本で生活する外国人であることなどに加え、女性であること からくる複合的に困難な状況におかれている場合があります。

そのため男女共同参画の視点に立ち、そうした人々が安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆ 女性、男性にかかわらず高齢者の誰もがいつまでも元気で暮らすために、介護予防 や生きがいづくりの推進に取り組みます。
- ◆ たとえ介護が必要な状態となっても、地域で安心して暮らせるよう地域ケア体制の整備や認知症高齢者対策を進めることにより、家庭における家族等の介護負担の軽減に取り組みます。
- ◆ 高齢者が交通事故や消費者被害などにあわないように、地域での見守りを進めます。

具体的な取組

2CIT-13.0-PAIE	
取組の内容	担当課
介護予防と生きがいづくりの推進	高齢者福祉課
・市町村が行う介護予防事業への支援	
・高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくりへの支援	
・老人クラブが行う社会参加活動への支援	
地域ケア体制等の整備(再掲)	高齢者福祉課
・地域で要介護者等を支えるケア体制の整備	
・住宅のバリアフリーの推進	
認知症高齢者対策の推進	高齢者福祉課
・認知症に関する正しい知識の普及啓発	
・介護者への支援と相談体制の確立	
交通安全、消費生活等に関する情報提供と意識啓発	県民生活·男女共同参画課

◆ 障害者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
地域の相談支援体制の充実強化	障害保健福祉課
・パーキングパーミット制度の実施	
障害者の就労促進と工賃アップ	障害保健福祉課
・働く場の確保	
早期発見・早期療育支援体制づくり	障害保健福祉課
・発達障害の早期療育体制の整備	

◆ 外国人と共に生きる地域づくりを進めます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
ホームページや情報紙などによる情報提供	文化·国際課
(高知県国際交流協会)	
外国人への日本語講座の開催(高知県国際交流協会)	文化·国際課
日本語ボランティア講師の養成(高知県国際交流協会)	文化・国際課
外国人が安心して相談できる体制の充実	文化·国際課
(高知県国際交流協会)	
生活情報冊子の発行(高知県国際交流協会)	文化·国際課





② 貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援

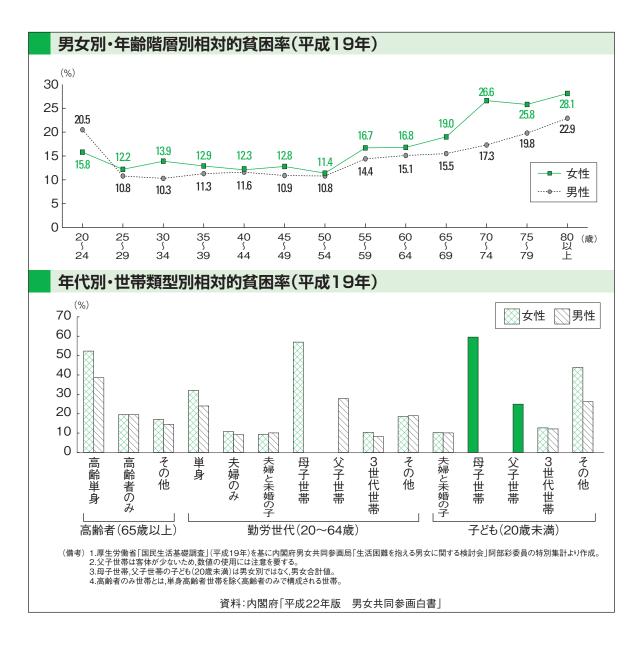
ア現状と課題

長引く経済の低迷に伴う雇用・就業をめぐる環境の変化、家族の変容などが進む中で、貧困や、教育や就労の機会を得られないこと、地域での孤立など、さまざまな生活上の困難に直面している人が増えています。

相対的貧困率は、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢 単身女性や母子世帯で高いという特徴があります。

一方、非正規雇用は、男性においても上昇しており、また、根強い固定的性別役割分担 意識が残っていたり、仕事と生活の調和が確立されていないことから、高齢単身世帯や 父子世帯の男性が地域で孤立するなど、生活上困難な状況に陥りやすくなっています。

貧困など困難な状況におかれた人々が持てる力を引き出し、適性や能力に応じて自立 を図ることができるよう取組を進めます。



イ 取組の方向と具体的な取組

◆ 雇用・就業の安定に取り組みます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
職業能力開発訓練の充実(再掲)	雇用労働政策課
就業支援センター(ジョブカフェ)事業の充実(再掲)	雇用労働政策課
生活・就労相談の実施	雇用労働政策課
女性のチャレンジ・エンパワーメント支援	県民生活·男女共同参画課

◆ 安心して親子が生活できる環境づくりに取り組みます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
母子家庭就業自立支援	児童家庭課
父子家庭の地域での孤立の背景にある固定的性別役割	県民生活·男女共同参画課
分担意識の解消に向けた広報、啓発活動	

◆ 自立に向けた力を高めるよう支援します。

具体的な取組

取組の内容	担当課
社会的自立に困難を抱える若者への支援	生涯学習課
・若者サポートステーションによる就学や就労に向けた支援	
民生委員・児童委員活動の充実	地域福祉政策課
DV被害者の保護と自立支援	県民生活·男女共同参画課

(3) 生涯を通じたからだとこころの健康支援

① 自己決定の尊重

ア現状と課題

女性と男性が、互いに性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関し双方の意思を尊重することなどにより、生涯にわたって健康に生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての基本といえます。

特に、女性は、妊娠や出産をする可能性があり、生涯を通じて、男性とは異なった身体の変化や病気の問題に直面します。

本県では、十代を含めて人工妊娠中絶の実施率が全国に比べて高いという実態があり、望まない妊娠をする女性が多いことがうかがえます。

このため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点から、女性自らが自分の身体や健康について、正しい知識や情報を基に判断し、健康を維持できる力を身につけることが重要です。女性の身体・健康に関する自己決定の尊重を、教育の場はもちろん、広く社会全体に浸透させていく必要があります。

イ 取組の方向と具体的な取組

◆ 女性の身体・健康に関する自己決定が尊重される社会づくりを進めます。

具体的な取組

取組の内容	担当課	
ピアカウンセラー(思春期の性や自己決定に関心のある学生)	健康対策課	
の養成(再掲)		
子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施(再掲)	健康対策課、スポーツ健康教育課	

項目	H16年度	H21年度
人工妊娠中絶実施率(15歳以上50歳未満女子総人口千対)		
高知県	16.7	11.9
(全国平均)	(11.2)	(8.8)

② 生涯を通じた健康支援

ア 現状と課題

思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ステージにおいて、男女がそれぞれのライフスタイルや健康状況に応じて自らの健康を主体的に管理できるようにするために、男女の性差に応じた健康に関する情報をはじめ相談指導、保健サービスなどが容易に受けられる環境をつくる必要があります。

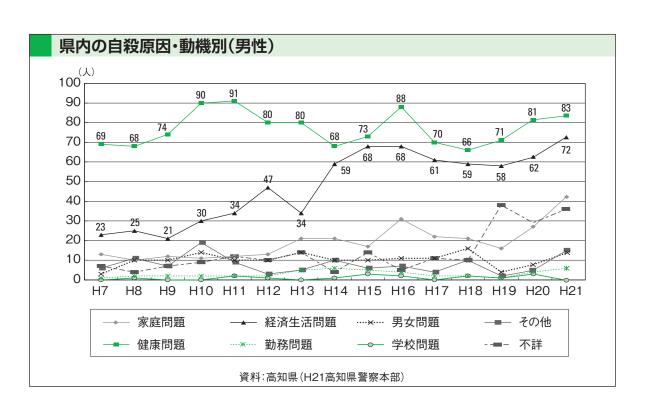
特に女性には、妊娠や出産をする仕組みが備わっているため、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が安心して妊娠し出産期を過ごすことができるよう、母体保護の充実のための保健医療対策と健康づくりの支援を推進していく必要があります。

さらに、HIV(エイズ)や性感染症、薬物乱用など生命、健康をおびやかす問題も増加 しています。薬物の乱用は、特に、妊娠中の母親の場合、胎児への悪影響も懸念されるこ とから、こうしたことへの防止対策や正しい知識の普及啓発は重要な課題です。

また、本県の平成21年の自殺者数は、昨年より32人増加し233人となり、自殺死亡率では全国第5位と全国的にも高い水準にあります。自殺者の男女の割合は、男性が女性を大きく上回り、約7割を占めています。年齢別では、65歳以上が最も多く、次いで50歳代と続き、原因・動機別では、うつ病などの健康問題が最も多く、次いで負債などの経済・生活問題と多くなっています。

今後は、中高年を対象としたうつ病対策と多重債務者等への取組を重点化するととも に、相談支援体制の充実など悩みを抱える人を相談窓口につなげるための取組の強化を 行う必要があります。

男女がともに身近な場所で気軽に検診や相談を受けられるなど、生涯を通じて健康に 生きることのできる環境づくりを進めていかなければなりません。



イ 取組の方向と具体的な取組

◆ 女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。

具体的な取組

取組の内容	担当課
思春期相談センター「PRINK」における性に関する	健康対策課
相談・啓発の実施(再掲)	
こうち男女共同参画センター「ソーレ」における相談の実施	県民生活·男女共同参画課
(こころの相談、健康相談、男性相談等)	
人権(女性)相談業務の実施	人権課
思春期電話相談の実施(再掲)	健康対策課
保健所における性や身体に関する相談の実施	健康対策課
周産期医療の充実	健康対策課
薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	医事薬務課、組織犯罪対策課、
	スポーツ健康教育課
薬物乱用に関する相談・カウンセリングの充実	医事薬務課
学校におけるHIV(エイズ)、性感染症に関する教育の推進	健康対策課、
	スポーツ健康教育課
HIV(エイズ)に関する相談、検査の実施	健康対策課
自殺対策の推進	障害保健福祉課
ひきこもりの相談支援体制の充実・強化	障害保健福祉課
性差に応じた健康支援(がん検診)	健康対策課
生涯にわたるスポーツ活動の推進	スポーツ健康教育課

	項 目	H16年度	H21年度
こうち男女	共同参画センター「ソーレ」における男性相談件数	_	68件
がん検診受診率(市町村実施分)			(いずれも速報値)
	子宮がん	13.4%	16.1%
	乳がん	13.3%	20.1%

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

① 女性に対するあらゆる暴力の根絶

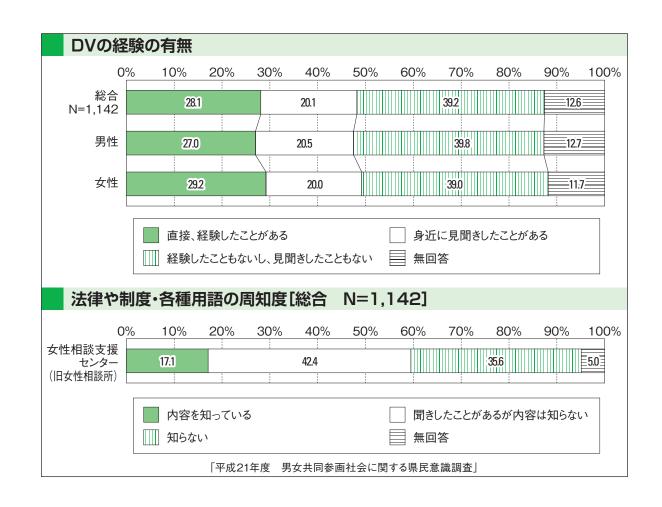
ア現状と課題

女性と男性の間に生じる暴力には、配偶者やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)、職場や学校で見られるセクシュアル・ハラスメント、性暴力、人身取引などさまざまな形態がありますが、多くの場合、女性が被害者となっています。

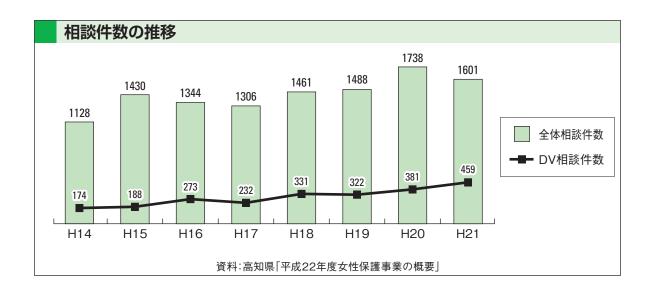
こうした暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、被害者だけでなく、これを見て育つ子どもにも重大な影響を及ぼすおそれがあることから、暴力の根絶に向けた取組が求められています。

県民意識調査(**P.2)の結果では、「DVの経験があった」と答えた人が28.1%いたにもかかわらず、公的機関などを含めて「誰にも相談しなかった」人が51.4%おり、DV被害が潜在化していることがうかがえます。

また、配偶者暴力相談支援センターでもある、女性相談支援センターの認知度は、59.5%の方が「名前を知っている」と答えていますが、「内容まで知っている」人は17.1%で、今後さらに、広報、啓発を進める必要があります。



女性相談支援センターに寄せられる相談や一時保護の件数は、年々増加しており、また、成人した息子から高齢の母親への暴力や恋人からの暴力など、相談の内容も複雑化しています。



そのため、相談機能の強化が求められていますし、また、保護を求めてくる被害者の中には、幼い子どもを連れてくる女性も多く、こうした家族への支援の充実なども必要となっています。

こうしたことから県では、平成16年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき「高知県DV被害者支援計画」を策定し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護、自立支援の取組を、市町村や関係機関との連携のもと進めています。

また、売買春についても、女性の性を商品化するものであり、女性の尊厳や人権を損なう暴力です。なかでも、児童買春は児童の権利を侵害するものであると同時に、その健全な成長に甚大な悪影響を及ぼすものであり決して許されない行為です。そのため、行政はもちろん、地域全体でその根絶に取り組む必要があります。

イ 取組の方向と具体的な取組

- ◆ 女性と男性の間に生じるあらゆる暴力のない社会づくりを進めます。
- ◆ 市町村や児童相談所、警察、民間団体等との連携を強化し、相談等の機能の充実を 図ります。
- ◆ 配偶者からの暴力を未然に防止するため、交際相手間の暴力防止に関する啓発を行います。

具体的な取組

取組の内容	担当課
DVや売買春の根絶啓発	県民生活·男女共同参画課、
配偶者等に対する暴力に関する相談・カウンセリング対策の充実	生活安全企画課、企画課
こうち男女共同参画センター「ソーレ」における相談の実施	県民生活·男女共同参画課
(こころの相談、健康相談、男性相談等) (再掲)	
人権(女性)相談業務の実施(再掲)	人権課
DV被害者の保護と自立支援(再掲)	県民生活·男女共同参画課
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための	県民生活·男女共同参画課
基本計画の推進	
配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)の	県民生活·男女共同参画課
機能の充実	
女性に対する暴力防止ネットワークの構築、連携の推進	県民生活·男女共同参画課
相談関係者に対する研修・啓発	県民生活·男女共同参画課
デートDVに関する啓発及び情報提供	県民生活·男女共同参画課
DV被害者を支援するNPOの育成・協働の推進	県民生活·男女共同参画課
被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進	生活安全企画課、企画課

項目	H16年度	H21年度
配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)における	308件	578件
暴力を伴う相談件数(うちDV相談件数)	(273件)	(459件)



第3.重点課題

このプランに掲げた取組は、それぞれが重要な取組として、着実に進めていくべきものですが、固定的な性別役割分担意識などの意識改革と社会制度・慣行の見直しが、男女共同参画の取組を推進していくうえでの基本となることに加え、高齢化の進展や、地域力の低下、南海地震への対応といった本県の課題への男女共同参画の視点からの取組も急がれることから、平成27年度までの5年間の重点課題として、次の4つを改めて掲載しました。

これらの取組については、「こうち男女共同参画会議」及び「高知県男女共同参画推進本部」と連携を図りながら進行管理していきます。

重点課題 1

意識改革と社会制度・慣行の見直し

重点課題 2

地域における男女共同参画の推進

重点課題 3

防災分野での男女共同参画の拡大

重点課題 4

高齢者が安心して暮らせる環境の整備

重点課題 1

意識改革と社会制度・慣行の見直し

- ◆ 人権尊重と男女共同参画の推進のため、研修や広報・啓発を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう支援します。
- ◆ こうち男女共同参画センターにおいて、研究・調査を実施するとともに、男女共同参画の視点から、研修や広報・啓発を行い、社会制度や慣行、役割の分担などを見直すことを促します。

番号	取組の内容	担当課	掲載ページ
1	県職員への男女共同参画に関する研修の実施	全所属	11
2	教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施	教育政策課	11
3	人権(女性)に関する実態調査と公表	県民生活·男女共同参画課、	11
		人権課	
4	市町村における男女共同参画計画策定促進及び策	県民生活·男女共同参画課	11
	定支援		
5	市町村が行う女性の人権に関する啓発事業の支援	県民生活·男女共同参画課、	11
		人権課	
6	民間団体が行う女性の人権に関する啓発事業の	県民生活·男女共同参画課、	11
	支援	人権課	
7	県職員への男女共同参画・女性問題に関する研修	県民生活·男女共同参画課	11
	の実施		
8	市町村職員への男女共同参画・女性問題に関する	県民生活·男女共同参画課	11
	研修の実施		
9	県民への男女共同参画に関する啓発・広報	県民生活·男女共同参画課	11
10	社会における不平等な慣行等に対する調査研究	県民生活·男女共同参画課	11
11	女性リーダーの養成	県民生活·男女共同参画課	11

目標値

項目	H16年度	H21年度	H27年度目標値
男女共同参画計画策定市町村の割合	31.3%	50%	67.6%
	(15市町村)	(17市町村)	(23市町村)
県職員への男女共同参画・女性問題に関する	_	36所属	全所属
研修への参加所属数			

重点課題 2

地域における男女共同参画の推進

意識を変える:地域での意識啓発(p. 21)

- ◆ 男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進めます。
- ◆ こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、地域の男女共同参画社会づくりの中核を 担うリーダーや、男女共同参画の視点を持った人材の育成を図ります。

番号	取組の内容	担当課	掲載ページ
1	NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団	県民生活·男女共同参画課、	22
	体、女性活動団体等の育成・支援	地域福祉政策課	
2	男女共同参画に関する出前講座や公民館活動を通	県民生活·男女共同参画課、	22
	じた県民への研修の実施	生涯学習課、人権課	
3	男女共同参画に関する情報の提供(広報誌等によ	県民生活·男女共同参画課	22
	る啓発)		
4	市町村が行う男女共同参画への意識啓発に対する	県民生活·男女共同参画課	22
	支援		
5	市町村人権啓発担当者研修の実施	人権課	22
6	企業等への外部講師派遣事業の実施	県民生活·男女共同参画課、	22
		人権課、少子対策課	
7	人権(女性)に関する講座・研修会開催支援	人権課、人権教育課	22
8	女性のチャレンジ・エンパワーメント支援	県民生活·男女共同参画課	22
9	女性リーダーの養成(再掲)	県民生活·男女共同参画課	22

場をひろげる:地域活動における男女共同参画の推進(p. 34)

- ◆ 市町村との連携のもと、PTA、自治会、商工会、まちづくり推進協議会など地域における 多様な意思・方針決定過程への男女の参画状況の把握に努めるとともに、男女共同参画 促進のための啓発を行います。
- ◆ 市町村が行う男女共同参画の取組を支援します。
- ◆ 防犯活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動などの地域活動への男女の参画が進むよう、情報提供や意識啓発を行います。

- ◆ ボランティア活動、NPO等への参加促進のため、情報提供、相談活動をなどを通じた環境整備を進めます。
- ◆ NPOやボランティア等の育成・支援を行います。
- ◆ 市町村とNPOとの協働を支援します。
- ◆ 産業振興、地域おこし、まちづくり、観光などにおける人材の育成を支援するとともに、方 針決定過程や活動への女性の参画促進を図ります。
- ◆ こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、女性団体やNPOの活動を支援するとと もに、センター利用者等のネットワーク化を図ります。

番号	取組の内容	担当課	掲載ページ
1	市町村における男女共同参画状況の把握及び市町	県民生活·男女共同参画課	35
	村との情報交換		
2	市町村が行う男女共同参画の取組の支援	県民生活·男女共同参画課	35
3	NPOやボランティア活動に関する情報の提供(ピッ	県民生活·男女共同参画課、	35
	ピネット/広報誌など)	地域福祉政策課	
4	NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団	県民生活·男女共同参画課、	35
	体、女性活動団体等の育成・支援(再掲)	地域福祉政策課	
5	企業等への外部講師派遣事業の実施(再掲)	県民生活·男女共同参画課、	35
		人権課、少子対策課	
6	地域づくりに関する講座等の開催	地域づくり支援課	35
7	人材の育成(地域産業の担い手、起業支援)	計画推進課	35
8	女性団体等の自主活動への支援及び相互交流の	県民生活·男女共同参画課	35
	促進		
9	高知県おもてなし県民会議の開催	おもてなし課	35
10	観光ガイド育成事業による人材育成	おもてなし課	35

項 目	H16年度	H21年度
NPO法人における女性代表の割合	_	17.5%

環境を整える:女性も男性も地域活動に参加しやすい環境づくり(p.40)

◆ ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促します。

番号	取組の内容	担当課	掲載ページ
1	労働関係法令等の広報、啓発、周知	雇用労働政策課	42
2	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	と家庭の両立のための広報・啓発促進 雇用労働政策課、少子対	
	策課		
3	女性のチャレンジ・エンパワーメント支援(再掲)	県民生活·男女共同参画課	42

◆ 家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。

番号	取組の内容 担当課		掲載ページ
1	NPOやボランティア活動に関する情報の提供	県民生活·男女共同参画課、	42
	(ピッピネット/広報誌など)(再掲)	地域福祉政策課	
2	NPO、ボランティア団体、地域の自治会、	県民生活·男女共同参画課、	42
	スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援(再掲)	地域福祉政策課	



重点課題 3

防災分野での男女共同参画の拡大

- ◆ 防災対策に女性の視点を反映させ、地域防災の取組みを進めます。
- ◆ 地域防災への女性のかかわりを促進します。
- ◆ 災害発生時においても援護が必要な方々への適切な支援対策を進めます。
- ◆ NPOや災害ボランティア等への女性の参画の促進のための情報提供を行います。

番号	取組の内容	担当課	掲載ページ
1	高知県防災会議等への女性の参画	南海地震対策課	36
2	女性防火クラブなど女性による地域防災活動への	消防政策課	36
	支援		
3	NPOやボランティア活動に関する情報の提供	県民生活·男女共同参画課、	36
	(ピッピネット/広報誌など)(再掲)	地域福祉政策課	
4	NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団	県民生活·男女共同参画課、	36
	体、女性活動団体等の育成・支援(再掲)	地域福祉政策課	

項目	H16年度	H21年度
女性消防団員数	164人	219人



重点課題 4

高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- ◆ 女性、男性にかかわらず高齢者の誰もがいつまでも元気で暮らすために、介護予防や生きがいづくりの推進に取り組みます。
- ◆ たとえ介護が必要な状態となっても、地域で安心して暮らせるよう地域ケア体制の整備や 認知症高齢者対策を進めることにより、家庭における家族等の介護負担の軽減に取り組 みます。
- ◆ 高齢者が交通事故や、消費者被害などにあわないように、地域での見守りを進めます。

番号	取組の内容	担当課	掲載ページ
1	介護予防と生きがいづくりの推進	高齢者福祉課	44
	・市町村が行う介護予防事業への支援		
	・高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがい		
	づくりへの支援		
	・老人クラブが行う社会参加活動への支援		
2	地域ケア体制等の整備(再掲)	高齢者福祉課	44
	・地域で要介護者等を支えるケア体制の整備		
	・住宅のバリアフリーの推進		
3	認知症高齢者対策の推進	高齢者福祉課	44
	・認知症に関する正しい知識の普及啓発		
	・介護者への支援と相談体制の確立		
4	交通安全、消費生活等に関する情報提供と意識	県民生活·男女共同参画課	44
	啓発		



このプランの内容を実現させるため、県庁内の推進体制をさらに充実させるとともに、市町村、事業者、関係団体等との連携強化を図り、積極的な事業展開を目指します。

■ 県の推進体制強化

男女共同参画に関する施策は、県庁内の各部が関係しており、また、各部の施策が成果を上げるためには、立案、実施する際に、男女共同参画の視点からの検討が必要です。

このため、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するために、知事を本部長と する**高知県男女共同参画推進本部**を中心に、全庁的な取組を積極的に進めます。

また、男女共同参画に関する有識者からなる「**こうち男女共同参画会議**」の意見を積極的に取入れ、取組に反映させていきます。

2 こうち男女共同参画センターの機能充実

男女共同参画社会形成のための拠点施設である**こうち男女共同参画センター「ソーレ」**において、研修や調査研究、情報提供、相談業務などを積極的に展開するとともに、各種団体等とのネットワークの拡大・深化に努め、地域が抱えるさまざまな課題を男女共同参画の視点で解決していく機能を充実させます。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」が行う事業

- (1) 情報の収集及び提供
- (2) 調査研究
- (3) 県民の理解を深めるための広報及び啓発
- (4) 講演会、講習会、研修会等の開催
- (5) 人材の育成
- (6) 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談
- (7) 関係団体等の相互の交流の促進及び自主的活動への支援

3 市町村との連携及び支援

男女共同参画の実現に向けては、住民に最も身近な市町村において、地域の実情や特徴にあった取組が行われることが重要です。

そのため、市町村との連携のもと、男女共同参画計画の策定や研修の開催による住民への意識啓発など、その取組を積極的に支援します。

4 事業者、関係機関、民間団体との連携

男女共同参画社会を実現するためには、事業者や関係機関の男女共同参画の必要性・重要性への理解が欠かせません。そのため、男女共同参画に関する情報を提供するとともに連携を図り、その取組を支援します。

また、様々な分野で、自主的な活動を展開しているNPO等が男女共同参画を進めるうえで果たす役割も大きいことから、連携・協働しながら、その活動を促進します。

5 男女共同参画に関する苦情処理

男女共同参画苦情調整委員を設置し、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業についての苦情や、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案についての県民の皆さんなどからの申出を、調査し適切に処理します。



■ 目標値一覧

1 目標値

	項目		H16年度	H21年度	H27年度目標値
意	男女	共同参画計画策定市町村の割合	31.3%	50.0%	67.6%
識 を			(15市町村)	(17市町村)	(23市町村)
意識を変える	県職	員への男女共同参画・女性問題に関する	_	36所属	全所属
る	研修への参加所属数				
18	県の智	審議会等の委員の男女構成	39.4%	36.0%	均衡
を		(女性委員の割合)			
場をひろげ	こうち	農業・農村振興指針で定めた目標値			(H23年度目標値)
げる		家族経営協定締結農家数	121戸	443戸	750戸
Ĺ		農村女性リーダー認定数	233人	284人	350人
	こうち	こどもプランで定めた目標値			(H25年度目標値)
		高知県次世代育成支援認証企業	_	51社	(H26年度目標値)
					80社
		乳児保育実施市町村数	38市町村	27市町村	全市町村
		延長保育実施か所数(開所時間が	71か所	89か所	117か所
疅		11時間を超える認可保育所)			
環境を整える		休日保育実施か所数(市町村数)	Oか所	1か所	8か所
を整		病児・病後児保育実施か所数	6か所	7か所	13か所
える		一時預かり事業	19か所	24か所	35か所
		(第2種社会福祉事業の届出)数			
		放課後児童クラブや放課後子ども教室	_	71.3%	100%
		の実施校率(小学校)		(131か所)	
		子育で応援の店協賛事業所数	_	399事業所	(H23年度目標値)
					600事業所

	項目	H16年度	H21年度
	実生活での男女平等意識(男性が優遇されていると感じている人の割合)	(H16年調査値)	(H21年調査値)
	家庭生活	53.0%	53.0%
	職場生活	49.8%	46.3%
	社会通念・慣習・しきたり	66.2%	70.7%
	社会全体	_	64.9%
	家庭における現実の夫婦の役割分担	(H16年調査値)	(H21年調査値)
	(夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する割合)	15.7%	18.1%
意	(ACOM ANTONIA CANALANTA PARCA	101170	(H21年調査値)
識	 女子差別撤廃条約を知っていると答えた人の割合	_	40.2%
を亦	家事労働時間(県平均:1日平均:15歳以上)	(H13年調査値)	(H18年調査値)
意識を変える	女性の平均	144分	154分
る	男性の平均	15分	24分
	男女混合名簿(出席簿)実施率	(H15年調査値)	(H21年調査値)
	公立幼稚園	50.0%	72.0%
	公立小学校	32.8%	47.4%
	公立中学校	20.7%	32.8%
	公立高等学校	48.3%	59.6%
	公立特別支援学校	92.3%	92.3%
	高知県小中・高等学校PTA連合会の役員に占める女性の割合	17.6%	10.0%
	公立小中高等学校のPTA会長に占める女性の割合	9.9%	13.2%
	地方議会に占める女性議員の割合	8.1%	10.4%
	県職員(知事部局)に占める女性の割合	24.8%	26.8%
	県職員(知事部局)の管理職員に占める女性の割合	5.9%	5.3%
	公立小学校教員管理職に占める女性の割合	31.5%	25.1%
	公立中学校教員管理職に占める女性の割合	14.0%	6.4%
	公立高等学校教員管理職に占める女性の割合(通信制を除く)	9.1%	9.6%
	市町村職員に占める女性の割合	28.0%	31.6%
	市町村の管理職員に占める女性の割合	9.8%	12.4%
		20.9%	22.2%
		26.9%	28.2%
場 をひ	農業協同組合の役員に占める女性の数	16農協20人	16農協21人
を 7ト	女性農業委員数	44人	30人
ろげ	商工会議所・商工会の役員に占める女性の割合	9.0%	9.5%
げ	漁業協同組合(沿海地区出資)の正組合員に占める女性の割合	6.7%	7.6%
る	雇用労働者総数に占める女性の割合	(H12国勢調査値)	
	佐円カ関目	46.9%	48.6%
	 男女間の賃金格差(男性一般労働者の所定内給与額を100としたときの、		40.0%
		(H17年調査値)	76.00/
	女性一般労働者の所定内給与額の値)	73.4%	76.9%
	管理的職業従事者に占める女性の割合 	(H14年調査値)	(H17年調査値)
	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR	12.9%	13.8%
	NPO法人における女性代表の割合	_	17.5%
			(44/252)
	女性消防団員数	164人	219人
	県職員(知事部局)の育児休業取得率		
	女性	100%	100%
	男性	5.1%	5.3%
	男女の年間総実労働時間数(従業員規模30人以上)		
ı=	パートタイム労働者含む	1,830時間	1,788時間
環境を整える	パートタイム労働者除く	1,981時間	1,972時間
元を	人工妊娠中絶実施率(15歳以上50歳未満女子総人口千対)	16.7	11.9
整		(全国11.2)	(全国8.8)
え	こうち男女共同参画センター「ソーレ」における男性相談件数	_	68件
る			(いずれも速報値)
	子宮がん	13.4%	16.1%
	乳がん	13.3%	20.1%
	配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)における暴力を伴う相談件数	308件	578件
	日の ・ 日次アルコスス スーク (ス 工1日以入7及 ピイク) / にもりりの変力で 十万日政 十数	J JUJ 1	J/01+

2 男女共同参画に関する歩み

年	世界	日本	高知県
1945	・国際連合成立	・「衆議院議員選挙法」改正	
(昭和20)		公布(婦人参政権実現)	
1946	・国際婦人の地位委員会を設	・「日本国憲法」公布(男女	
(昭和21)	置	平等明文化)	
		・日本初の婦人参政権行使	
1947		・改正民法公布(家父長制廃	
(昭和22)		止)	
1948	・「世界人権宣言」採択		
(昭和23)			
1952	・「婦人の参政権に関する条	・講和条約発効	
(昭和27)	約」採択		
1956		・売春防止法公布	
(昭和31)			
1961		・所得税法改正(配偶者控除	
(昭和36)		制度新設)	
1967	・「婦人に対する差別撤廃宣		
(昭和42)	言」採択		
1975	・国際婦人年(目標:平等、	・「国際婦人年にあたり婦人の	・婦人の社会的地位に関する
(昭和50)	発展、平和)	社会的地位向上をはかる決議」	調査実施
	・国際婦人年世界会議(メキ	採択	・初の女性県議員誕生
	シコシティ)世界行動計画、メ	・総理府に婦人問題企画推進	
	キシコ宣言採択	本部設置、総理府婦人問題	
		担当室業務開始	
		・国際婦人年日本大会	
1976	・国際婦人年の 10 年	・民法改正 (離婚復氏制度)、	・婦人問題推進本部設置
(昭和51)	(~85年)	戸籍法公布、施行	
1977		・国内行動計画策定	・婦人問題懇話会設置
(昭和52)		・国立婦人教育会館会館	
1979	・「女子差別撤廃条約」採択		・懇話会から「高知県婦人の
(昭和54)			発展と平等をめざして」を知事
			に提言
			・県民生活課に婦人対策班を
			設置
1980	・「国連婦人の十年」中間年		・「高知県婦人行動計画」策
(昭和55)	世界会議(コペンハーゲン)	改正)	定
	・「国連婦人の十年後半期行	・国連婦人の 10 年中間年日	
	動プログラム」採択	本大会	
1981	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目	・「女子差別撤廃条約」の早
(昭和56)	・ILO 第 156 号条約(家族	標」策定	期批准に関する要望を国に提
	的責任条約)採択		出

			・中村市(四万十市)働く婦
			人の家開館
1985	・「国連婦人の十年」のナイロ		・第1回土佐婦人会議開催
(昭和60)	ビ世界会議		・第 1 回高知市婦人のつどい
	・(西暦 2000 年に向けての)		開催(高知市)
		・「男女雇用機会均等法」の	
	口ビ将来戦略」採択	公布	
		・「女子差別撤廃条約」の批	
		准	
1986		・婦人問題企画推進本部拡	・安芸市働く婦人の家開館
(昭和61)		充:構成を全省庁に拡大	
		・婦人問題企画推進有識者会	
		議開催	
1987		・「西暦 2000 年に向けての新	
(昭和62)		国内行動計画」策定	・女性問題啓発誌「ウーマン
		・所得税法改正(配偶者特別	高知」発行
		控除制度新設・施行)	
1988		・労働基準法改正(週 40 時	
(昭和63)		間制)	
1989	・児童の権利に関する条約採	・新学習指導要領告示(高校	・初の女性国会議員誕生
(平成元)	択	家庭科男女必修)	
		・パートタイム労働指針告示	
1990	・ナイロビ将来戦略見直し勧告		・「こうち女性プラン」策定
(平成2)			・高知市女性センター開館
1991		・育児休業法公布	・海外派遣事業「高知県女性
(平成3)		・新国内行動計画(第一次改	の翼」始まる
		定)策定	
1992	・環境と開発に関する国連会	・介護休業制度等に関するガ	
(平成4)	議	イドラインの策定	の策定
		・初の婦人問題担当大臣誕生	
1993		・パートタイム労働法公布、施	
(平成5)	ウイーン宣言採択	行 	
	・女性に対する暴力の撤廃に		
	関する宣言採択		.
1994		・内閣府に男女共同参画推進	
(平成6)	ム条約(パートタイム労働に関		建設決定
	する条約)採択		・「みんなでつくろう女性総合セ
		男女共同参画審議会設置(政	ンターワークショップ」 開催
	の地位向上のためのジャカルタ		
	宣言採択	・児童の権利に関する条約批	
	・国際人口・開発会議(カイロ)		
1995	·第4回世界女性会議-平等、	・「育児休業法」の改正(介	

	I		
(平成7)	開発、平和のための行動(北	護休業制度の法制化)	
	京)「北京宣言及び行動綱領」	・ILO156 号条約(家族的責	
	採択	任条約)批准	
1996		・優生保護法を改正、母体保	・「須崎市女性政策推進行動
(平成8)		護法として公布、施行	計画"ハーモニー"」策定
		・男女共同参画プラン策定	
1997		・男女共同参画会議設置(法	
(平成9)		律)	
		・労働基準法改定(女子保護	
		規定撤廃)	
		・男女雇用機会均等法改正	
		(女子差別禁止、セクハラ防	
		止義務・平成 11 年施行)	
		・育児・介護休業法改正(深	
		夜業制度)	
		・「介護保険法」公布	
1999		・「男女共同参画社会基本法」	・こうち女性総合センター「ソー
(平成11)		公布・施行	レ」開館
		・食料・農業・農村基本法の	
		公布・施行(女性の参画の促	
		進)	
2000	・国連特別総会「女性 2000	・「男女共同参画基本計画」	・女性の海外派遣事業「女性
(平成12)	年会議」開催(ニューヨーク)	閣議決定	の翼」終了
		・介護保険法の施行	・「高知市男女共同参画推進
			プラン」策定
2001		・内閣府に男女共同参画局設	・初の女性副知事就任
(平成13)		置	・「こうち男女共同参画プラン」
		・男女共同参画会議設置	策定
		・配偶者からの暴力の防止及	・とさし女性センター開館
		び被害者の保護に関する法律	
		(以下、「配偶者暴力防止法」	
		という。)公布・施行	
		・第 1 回男女共同参画週間	
		・「仕事と子育ての両立支援策	
		の方針について」閣議決定	
2002		・アフガニスタンの女性支援に	・男女共同参画室設置
(平成14)		関する懇談会設置	・南国市男女共同参画総合施
			策「なんごく男女共生かがやき
			プラン」策定
2003	·女子差別撤廃条約実施状況	・「少子化社会対策基本法」	・「高知県男女共同参画社会
(平成15)	第4回・5回報告審議	公布、施行	づくり条例」制定
		・「次世代育成支援対策推進	・「あき男女共同参画プラン」

法」公布、施行 ・「女性のチャレンジ支援策の 推進について」(男女共同参 画推進本部決定) 2004 (平成16) ・配偶者暴力防止法改正 ・育児・介護休業法改正(育 児・介護取得の期間雇用者へ 適用拡大、育児休業期間の 延長、子の看護休暇の創設・に改称
推進について」(男女共同参 画推進本部決定) 2004 ・配偶者暴力防止法改正 ・ 男女共同参画苦情調整委員 ・ 育児・介護体業法改正(育 児・介護取得の期間雇用者へ 適用拡大、育児休業期間の「こうち男女共同参画センター」を
画推進本部決定) 2004 (平成16) ・配偶者暴力防止法改正 ・育児・介護休業法改正(育 設置 児・介護取得の期間雇用者へ 「こうち女性総合センター」を適用拡大、育児休業期間の「こうち男女共同参画センター」を
2004 (平成16) ・配偶者暴力防止法改正 ・男女共同参画苦情調整委員 ・育児・介護体業法改正(育 児・介護取得の期間雇用者へ ・「こうち女性総合センター」を 適用拡大、育児休業期間の「こうち男女共同参画センター」を
(平成16) ・育児・介護休業法改正(育 設置 児・介護取得の期間雇用者へ・「こうち女性総合センター」を 適用拡大、育児休業期間の 「こうち男女共同参画センター」
児・介護取得の期間雇用者へ ・「こうち女性総合センター」を 適用拡大、育児休業期間の 「こうち男女共同参画センター」
適用拡大、育児休業期間の「こうち男女共同参画センター」
延長、子の看護休暇の創設・に改称
平成 17 年施行) ・「いの町男女共同参画推進
・「女性国家公務員の採用・条例」策定
登用の拡大等について」男女・「すくも男女共同参画プラン」
共同参画推進本部決定 策定
2005 ・「北京+10」世界閣僚級会・「次世代育成支援対策推進・「こうち男女共同参画プラン」
(平成17) 合 (ニューヨーク) 法」全面施行 改訂
・「男女共同参画基本計画(第)・「男女がともに輝く高知市男
2次)」閣議決定 女共同参画条例」制定
・「女性の再チャレンジ支援プ・「土佐清水いきいきライフプラ
ラン」策定
・「日高村男女共同参画プラン」
策定
・「本山男女 (とも) に輝く 21
世紀プラン」策定
2006 ・第 1 回東アジア男女共同参・「男女雇用機会均等法」改・「高知市男女共同参画プラン
(平成18) 画担当大臣会合開催(東京) 正(間接差別禁止、男性を含 2006」策定
むセクハラ禁止・平成 19 年 ・「中土佐町男女共同参画推
施行) 進条例」制定
・「女性の再チャレンジ支援プ・「芸西村男女共同参画ときぬ
ラン」改定 きプラン〜たのしく住める芸西
・「国の審議会等における女性 村をめざして~」策定
委員の登用の促進について」
(男女共同参画推進本部決
定)
2007 ・「短時間労働者の雇用管理 ・「高知県DV被害者支援計
(平成19) の改善等に関する法律」改正 画」策定
(均衡の取れた処遇の確保の)・「四万十町男女共同参画基
促進・平成 20 年施行) 本計画」策定
・配偶者暴力防止法改正(平・「中土佐町男女共同参画フ
成 20 年施行) 策定
・「子どもと家族を応援する日
本」重点戦略とりまとめ

	ライフ・バランス)憲章」及び「仕	
	事と生活の調和のための行動	
	計画指針」策定	
・女子差別撤廃条約実施状況	・「女性の参画加速プログラム」	・女性相談支援センター新築
第6回報告書提出	(男女共同参画推進本部決	移転
	定)	・「人と人思いやりプラン」策
		定
		・「四万十市男女共同参画計
		画しまんと男女共同参画プラ
		ン」策定
		・「室戸市男女共同参画プラン
		明日に向かって「心豊かに生き
		る」策定
		 ・「香南市男女共同参画計画」
		策定
・女子差別撤廃条約実施状況		・「伊野町男女共同参画プラン
第6回報告審議		~誰もが互いにやさしく自分らし
・女子差別撤廃条約実施状況		く輝けるまちへ~」策定
第 6 回報告に対する女子差別		
撤廃委員会最終見解		
	・「男女共同参画基本計画(第	・「こうち男女共同参画プラン」
	3次)」閣議決定	改定
	第6回報告書提出 ・女子差別撤廃条約実施状況 第6回報告審議 ・女子差別撤廃条約実施状況 第6回報告に対する女子差別	事と生活の調和のための行動 計画指針」策定 ・女子差別撤廃条約実施状況 第6回報告書提出 ・女子差別撤廃条約実施状況 第6回報告審議 ・女子差別撤廃条約実施状況 第6回報告に対する女子差別 撤廃委員会最終見解 ・「男女共同参画基本計画(第

3 高知県男女共同参画社会づくり条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 基本的な取組(第7条-第17条)
- 第3章 性別による人権侵害の禁止等(第18条-第20条)
- 第4章 苦情等の申出の処理(第21条)
- 第5章 こうち男女共同参画会議(第22条-第27条)
- 第6章 雑則(第28条)

附則

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる 形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を 実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことに よる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一歩一歩前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる 分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的 及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画を推進する 取組(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)を総合的に実施する責務を有します。
 - 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。
 - 3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。
 - 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。
 - 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

- 第7条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。
 - 2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するこうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

- 第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとと もに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。
- 2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。 (教育と学習の推進)
- 第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊

重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

- 第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均 衡するよう努めるものとします。
 - 2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

- 第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。
- 2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等に共にかかわり、職業 生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。 (生涯を通じた女性の健康支援)
- 第13条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第14条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第15条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第16条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携 及び協働に努めます。

(公表)

第17条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進 ちょく状況を公表します。

第3章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

- 第18条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。
 - 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。
 - 3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的 行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第19条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への

- 一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。
- 2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。
- (1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。
- (2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第20条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第4章 苦情等の申出の処理

- 第21条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。
 - 2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。
 - 3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。
 - 4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。
 - 5 苦情調整委員は、第25条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命する ものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名 以内で任命することができます。

第5章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議(以下「参画会議」といいます。)を置きます。

(任務)

- 第23条 参画会議の任務は、次のとおりとします。
 - (1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。
 - (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第24条 参画会議は、委員15人以内で組織します。

(委員)

- 第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第2号に掲げる者については、2名以上となるよう努めます。
 - (1) 男女共同参画に関し識見を有する者
 - (2) 公募に応じた者
 - 2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第26条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

- 2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(部会)

第27条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

- 2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。
- 3 部会の委員は、会長が指名します。

第6章 雜則

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4章及び附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

4 高知県男女共同参画推進本部設置規程

昭和51年7月23日訓令第17号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成に向けた行政の総合調整を図り、その効果的な推進を期するため、高知県 男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- 2 本部長は、知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充て、文化生活部長の職にある者を代表本部員とする。

(職務)

第3条 本部長は、推進本部の事務を統轄する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 代表本部員は、副本部長を補佐し、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、本部長の命を受け推進本部の事務に参画する。

(所堂事務)

第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた行政の総合調整に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成のための調査及び研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項に関すること。

(幹事会)

第5条 推進本部の活動を補佐するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は文化生活部副部長のうち文化生活部長が指名する者を、副幹事長は文化生活部県民生活・男 女共同参画課長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(関係職員の意見等)

第6条 本部長は、必要があるときは、関係職員の意見を聴き、関係資料の提出を求め、その他必要な協力を 求めることができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、文化生活部県民生活・男女共同参画課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 (略)

別表第1(第2条関係)

総務部長

危機管理部長

健康政策部長

地域福祉部長

文化生活部長

産業振興推進部長

理事(交通運輸政策担当)

商工労働部長

観光振興部長

農業振興部長

林業振興·環境部長

水産振興部長

土木部長

会計管理局長

教育長

警察本部長

公営企業局長

監査委員事務局長

別表第2(第5条関係)

知事部局

総務部政策企画課長

総務部財政課企画監(執行管理担当)

危機管理部危機管理·防災課長

健康政策部健康長寿政策課長

地域福祉部地域福祉政策課長

文化生活部文化·国際課長

産業振興推進部計画推進課長

産業振興推進部運輸政策課長

商工労働部商工政策課長

観光振興部観光政策課長

農業振興部農業政策課長

林業振興·環境部林業環境政策課長

水産振興部水産政策課長

土木部土木企画課長

会計管理局会計管理課長

教育委員会

教育政策課長

警察本

警務部企画課長

公営企業局

県立病院課長

監查事務局

監査監

5 用語の解説

	用語	
あ行	アンペイドワーク	無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を
		意味します。
		内閣府(旧経済企画庁)では、無償労働についての貨幣評価
		額を推計していますが、同推計においては、無償労働の範囲は、
		サービスを提供する主体とそのサービスを享受する主体が分離
		可能で、かつ市場でそのサービスが提供されうる行動とされ、
		具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償
		労働の範囲としています。
	NPO	営利を目的としないで活動する団体のこと。公益性をもつも
		のと共益性を持つものの2種類がある。非営利での社会貢献活
		動や慈善活動を行う各種のボランティア団体や市民活動団体を
		意味します。
	NPO法	営利を目的としない市民活動をする団体に法人格を与え、活
	(特定非営利活動促進法)	動を促進させるものとして、1998年(平成10年)に成立した法律
		です。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30
		歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファ
		ベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出
		産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育でが一段落す
		ると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、
		国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国で
		は、子育で期における就業率の低下はみられません。
	エンパワーメント	直訳すると「力をつけること」と訳されますが、女性の能力開
	empowerment	発と発揮、女性が政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、
		自分で意思決定し、行動できる実力をつけようとする概念で
+\%=	完集权益协宁	す。
か行	家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女な思いず音欲なり、ア取り組みてよるによるななは、経営中に
		を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内に
		おいて家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意
		欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。
		「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯見相互関のルールを立まにして取り込めなるので
		ている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。
	間接差別	外見上は、性中立的な規定、基準、慣行等が、他の性の構成
	157天/工儿	
		しかもその基準等が職務と関連性がない等合理性・正当性が
		認められないものを指します。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女
	наги жнт т	性が一生の間に産む平均こども数を表します。
		En Indeed Indeed Control of the Cont

	国際婦人年	1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世
		界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年
		とすることが決定されました。また、1976年~1985年までの10年
		間を「国連婦人の十年」としました。
	国連婦人の十年	1975年の第30回国連総会において1976年~1985年を「国連
		婦人の十年-平等・発展・平和」とすることが宣言されました。
		「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲン
		で「国連婦人の十年中間年世界会議」(第2回女性会議)が開か
		れ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビ
		で「国連婦人の十年世界会議」(第3回世界会議)が開かれ、「女
		性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めること
		が適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主
		要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性
		別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいま
		す。
さ行	サポートステーション	地域若者サポートステーション(通称「サポステ」)は、国が地
	(地域若者サポートステーショ	方自治体の推薦に基づき、各地域で若者支援に積極的に取り
	ン)	組んでいるNPO法人などの民間団体を選定して事業委託を行
		い、国が基盤的事項を、地方自治体がそれぞれの地域の実情に
		応じた事項を、それぞれ実施し、国と地方自治体が協働して地
		域のニーズを踏まえた必要な事業を展開しています。
	ジェンダー(社会的性別)	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれ
		ついての生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会
		通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、
		「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的
		に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・
		文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を
		含むものではなく、国際的にも使われています。
	ジェンダーエンパワーメント指	女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できる
	数(GEM)	かどうかを測るもの。
		HDI (P83参照)が人間開発の達成度に焦点を当てているのに
		対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てています。
		具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職
		に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得
		を用いて算出しています。
	ジェンダー(社会的性別)の	「社会的性別」(ジェンダー)が性差別、性別による固定的役
	視点	割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的
		に作られたものであることを意識していこうとするものです。
		このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、
		性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参
		画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一

	方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと
	考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとす
	るものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、
	社会的な合意を得ながら進める必要があります。
ジェンダー・バイアス	ジェンダーに基づく偏見及びその結果として生じる偏向とい
gender-bias	う意味です。
周産期	周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいいます。
	周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療セ
	ンターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠
	に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進していま
	す。
女子差別撤廃委員会	女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため
(CEDAW)	同条約第17条に基づき設置され、1982年4月に同委員会委員の
	第1回選出が行われました。
	締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされ
	る分野において十分な能力を有する23人の個人資格の専門家
	により構成され、締約国が提出する報告を検討することなどを
	主な機能しています。
女子差別撤廃条約(女子に対	昭和54年(1979年)に国連総会で我が国を含む130か国の
するあらゆる形態の差別の撤	賛成によって採択され、昭和56年(1981年)に発効。我が国は
廃に関する条約)	昭和60年(1985年)に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃
381-133 G3134-33	することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定
	義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あら
	ゆる分野での男女の平等を規定しています。
	なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に
	対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政
	治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野に
	おいても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男
	女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有して
	は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するも
女子差別撤廃条約選択議定書	は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。
女子差別撤廃条約選択議定書	は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。 1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月
女子差別撤廃条約選択議定書	は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。 1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定し
女子差別撤廃条約選択議定書	は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。 1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定しています。2004年2月3日現在の締約国数は60カ国。我が国は未
	は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。 1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定しています。2004年2月3日現在の締約国数は60カ国。我が国は未批准です。
女性センター	は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。 1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定しています。2004年2月3日現在の締約国数は60カ国。我が国は未批准です。 都道府県、市町村等が自主的に設置している女性のための総
女子差別撤廃条約選択議定書 女性センター (男女共同参画センター)	は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。 1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定しています。2004年2月3日現在の締約国数は60カ国。我が国は未批准です。 都道府県、市町村等が自主的に設置している女性のための総合施設です。
女性センター	は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。 1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定しています。2004年2月3日現在の締約国数は60カ国。我が国は未批准です。 都道府県、市町村等が自主的に設置している女性のための総合施設です。 「女性センター」「男女共同参画センター」などの名称のほか、
女性センター	は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。 1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定しています。2004年2月3日現在の締約国数は60カ国。我が国は未批准です。 都道府県、市町村等が自主的に設置している女性のための総合施設です。 「女性センター」「男女共同参画センター」などの名称のほか、通称で呼ばれているものもあります。
女性センター	1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定しています。2004年2月3日現在の締約国数は60カ国。我が国は未批准です。 都道府県、市町村等が自主的に設置している女性のための総合施設です。 「女性センター」「男女共同参画センター」などの名称のほか、

	女性センターでは「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的とし、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しています。
女性の労働力率	平成15年度において労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は60.8%となり、女性は48.3%で前年比0.2ポイントの低下、男性は74.1%で前年比0.6ポイントの低下となりました。女性の労働力率は、15~24歳及び65
	歳以上を除く年齢階級ですべて上昇しており、男性の労働力率が25~34歳及び35~44歳でも減少しているのと対照的です。 女性の年齢階級別労働力率について、昭和50年からほぼ10
	年ごとの変化をみると、現在も依然としてM字カーブを描いているものの、ほとんどの年齢層で労働力率は高くなってきています。M字のボトムの形状の変化に注目すると、7年から15年の
	8年間で労働力率は6.6ポイントも上昇し、M字カーブの底は大きく上がり、台形に近づいてきています。この変化は、女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇や、少子化による子育て期
	間の短期化などによるものと考えられます。
世界女性会議	1975年の国際婦人年以降、5~10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回(国際婦人年女性会議)は1975年にメキシコシティで、第2回(「国連婦人の十年」中間年世界会議)は1980年にコペンハーゲンで、第3回(「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議)は1985年にナイロビで、第4回世界女性会議は
L-65. 70 0.77 0.01	1995年に北京で開催されました。
セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)	男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。
	なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。 また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に
	関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号)では、「職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの」
	下、「

	積極的改善措置	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社
	(ポジティブ・アクション)	会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間
		の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一
		方に対し、当該機会を積極的に提供することです。(男女共同参
		画社会基本法第2条第2号参照)。
た行	男女共同参画基本計画	「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社
		会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社
		会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関
		する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければな
		らないとされており、現行の計画は平成12年12月12日に閣議決
		定されています。
		また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基
		本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の
		促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の
		計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計
		画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければなら
		ないことが規定されています。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社
		会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、
		もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を
		享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに
		国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男
		女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項
		を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計
		画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号
		として、公布、施行されました。
	男女共同参画週間	男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かちあ
		い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮すること
		ができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会
		基本法(平成11年6月23日法律第78号)の目的及び基本理念に
		関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日
		から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」を設けてい
		ます。
		この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団
		体の協力のもとに、男女共同参画社会の形成の促進を図る各
		種行事等を全国的に実施しています。
	男女雇用機会均等法	正称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の
	2 2 2 3 mm () () () () () () () ()	確保等に関する法律」。単に「均等法」と略します。
		男女雇用機会均等法の前身は、1972(昭和47)年の「勤労婦人
		福祉法」(昭和47年法律113号)でした。
		その後、現在の法律に近い形になったのが、1985(昭和60)年「雇
		「て、ハダンが、江、ハグ、上、「「「「「「「「「「」」」」、「「「「「「「「」」」、「「」」、「「「」」、「「」」、「「」、「「」、「」、

	П	
		用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労
		働者の福祉の増進に関する法律」(昭和60年法律45号)です。
		この法律では、職場における採用・配置・昇進などの人事上、
		男女の差別を行ってはいけないとする法律です。
		その後も改正が繰り返され、とりわけ、2007(平成19)年4月1日
		に、改正男女雇用均等法が施行され、より一段と男女差別の規
		定が徹底されています。
	地域(地域コミュニティ)	住民の身近な生活圏。都道府県や市町村といった行政区分と
		 は異なる概念。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町
		内会、自治会、校区等様々な範囲が想定されます。
	テレワーク	テレワークとは、ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時
		間にとらわれない柔軟な働き方です。テレワークには、「在宅勤
		務」(仕事の内容に合わせ、職場のデスクに限らず、自宅におい
		てパソコンや携帯電話、FAX等を活用して業務を遂行する形
		態です。)「サテライト・オフィス」(勤務地以外の出先機関など、
		他の施設でパソコン等を活用して業務を遂行する形態です。)
		「モバイル勤務」(外出先や移動中に、ノート型パソコンや携帯
		電話などを活用して、書類作成やメールの受発信等の業務を遂
		行する形態です。) の主に3つの実施形態があります。いずれ
		も、パソコン等を活用して、職場との連絡や情報のやりとりをし
		つつ、離れた場所で業務を遂行するものです。
な行	人間開発指数(HDI)	「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい
		生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。
		具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調
		整済み1人当たり国民所得を用いて算出します。
は行	配偶者からの暴力	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
	(ドメスティック・バイオレンス	の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布、平成16年12月2
	Domestic Violence)	日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対す
		る暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害
		を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を
		及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶
		者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚を
		し、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者
		 であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの
		とする。」と定義しています。
		なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概
		念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場
		合もあります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が
		被害者になることが圧倒的に多いからです。
		ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレ
		ンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義
		された言葉ではありません。

夫婦別氏制度(夫婦別姓) 夫婦がそれぞれ異なる氏を名乗る制度をいいます。 夫婦別氏制度には、<1>夫婦がそれぞれ結婚前の氏を名乗 るもの、<2>夫婦が同じ氏を名乗ることのほか、それぞれ結婚 前の氏を名乗ることができるもの(選択的夫婦別氏制度)、<3> 夫婦が同じ氏を名乗ることを原則として、例外的にそれぞれ結 婚前の氏を名乗ることを認めるもの(いわゆる例外的夫婦別氏 制度)などがあります。 我が国の現行制度では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところ に従い、夫又は妻の氏を称する。|(民法第750条)と、夫婦同氏 制度が採用されており、夫婦別氏制度は採用されていません。 平成8年2月の法制審議会答申においては、選択的夫婦別氏 制度の導入が提言されました。 平成13年10月には、男女共同参画会議基本問題調査会が 「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」を公表しま した。その中では、個人の多様な生き方を認め合う男女共同参 画社会の実現に向けて、婚姻に際する夫婦の氏の使用に関す る選択肢を拡大するために、選択的夫婦別氏制度の導入が望 ましいとの考えが示されています。 第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大 北京宣言及び行動綱領 問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを 記しています。具体的には、<1>女性と貧困、<2>女性の教育と 訓練、<3>女性と健康、<4>女性に対する暴力、<5>女性と武 力闘争、<6>女性と経済、<7>権力及び意思決定における女性、 <8>女性の地位向上のための制度的な仕組み、<9>女性の人 権、<10>女性とメディア、<11>女性と環境、<12>女児から構成 されています。 ら行 リプロダクティブ・ヘルス/ リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成 ライツ(性と生殖に関する健康 6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成 と権利) 7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動網 領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の 全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでな く、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを 指す」とされています。 また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、 「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並 びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情 報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水 準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利 | とされています。 ワンストップ・サービス 各種行政手続の案内、受付、交付などのサービスを身近な窓 わ行 口やパソコンで、1か所あるいは1回の手続で提供することをい います。

手続について、複数か所または複数回にわたって訪れることが必要なものについて、訪問箇所又は訪問回数の減少を進め、究極的には1か所又は1回で、関連する各種行政サービスを提供することにより、手続に係る負担の軽減、利便性の飛躍的向上を図ることを目的としています。

「女性のチャレンジ支援策について」(平成15年4月男女共同参画会議意見)においても、「いつでも、どこでも、だれでも」チャレンジできるように、女性のチャレンジを支援するために関連情報等のネットワーク化を図り、ワンストップで支援情報の提供を行うことのできる環境整備が必要であると提言しています。

こうち男女共同参画プラン

高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20 TEL.088-823-9651 FAX.088-823-9879 ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/~danjyo/ 平成23年3月発行

